



Title	対米戦債をめぐるイギリスの選択、1932-1934年：債務不履行の国際政治経済学
Author(s)	藤山, 一樹
Citation	大阪大学英米研究. 2023, 47, p. 59-107
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99592
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

対米戦債をめぐるイギリスの選択、1932-1934年

—デフォルトによる債務不履行の国際政治経済学—

藤山 一樹

払うべきか、払わざるべきか。それが問題だ

ネヴィル・テンバレン蔵相（1932年11月）¹

1. はじめに

本稿は、1934年6月の債務不履行（デフォルト）宣言に至る、大恐慌期イギリスの対米戦債政策を分析するものである。第一次世界大戦において戦勝国間に発生した政府間債務が、大戦後の国際関係、中でも当時の二大経済大国であった英米間の深刻な外交課題となったことは、通史や概説書に少なからず記述されている²。しかし後述の通り、債務国イギリスが34年6月に債権国アメリカに向けて発したデフォルト宣言に関し、先行研究が十全に論証しているとは言い難い。本稿ではデフォルトの是非をめぐるイギリス政府の意思決定過程を、経済・金融のみならず同時期の外交・国際政治の文脈に位置づけつつ、大蔵省および外務省に着目して実証する。

第一次大戦では総力戦という名にふさわしく、交戦国や犠牲者の数に加えて戦争費用もまた膨大化した。勝利した連合国側には、1920年代初頭の為替レートで総額265億ドルの政府間債務が生じており、その中でもイギリスがアメリカに返済すべき戦債は最大規模であった³。アメリカは1917年4月に正式参戦した後、戦争の長期化すでに疲弊していた連合国の資金供給

役を引き受け⁴、イギリスは最終的に約 43 億ドル（8 億 8 千万ポンド）の融資をアメリカから獲得した⁵。

1919 年から講和会議がヨーロッパ各地で開かれ、ドイツ敗戦国の処遇が法的に確定すると、戦勝国側には戦債償還問題——戦時債務を戦後いかなる条件で履行（返済）するか——が浮上する。20 年代中盤から後半にかけて、旧連合国は戦費の再配分を明定した一連の条約を締結するが⁶、その嚆矢が英米間の戦債協定であった。

1923 年 6 月に調印された英米戦債協定の下、イギリス政府は 62 年にわたり総額\$4,604,128,085.74 を、年 2 回（6 月と 12 月）アメリカ政府発行の金貨もしくは金地金をもってアメリカ政府に償還すると定められた⁷。激動の 30 年代に駐米大使を務めたリンジー（Sir Ronald Lindsay）の言葉を借りれば、この英米戦債協定によって正式に、対米返済の「途方もない重荷が……イギリス政府の首に絡みついた」のだった⁸。

本稿が取り組むのは、同条約に基づくイギリスの対米返済が、調印からちょうど 11 年後に終焉を迎える経緯である。1934 年 6 月、イギリス政府はいかにして対米戦債のデフォルトを宣言したのか。

〈大恐慌（Great Depression）〉が猛威を振るった 1930 年代前半期、欧米諸国はみな程度の差こそあれ不況・デフレ・失業を経験しており、イギリスも例外ではなかった。失業給付の急増により大幅な財政赤字が見込まれる中、31 年夏にはロンドンの金融市場から大量の資金が逃避し、同年 9 月にマクドナルド（Ramsay MacDonald）内閣は金本位制の停止を余儀なくされた⁹。その後イギリス政府は、公定歩合 2% の低金利による投資コストの削減、管理通貨を通じた為替レートの安定、そして帝国特恵に基づく輸出市場確保と国内農業保護の両立て、世界恐慌からの脱却を図ることになる¹⁰。

大恐慌期について興味深いのは、イギリスが経済的苦境の中でも英米戦債協定に従って対米返済を続けていたという事実であろう。1931 年 7 月からの 1 年間は賠償および戦債の支払い猶予（いわゆる 〈フーヴァー・モラトリーム〉）が当事国間で合意されたものの、32 年 12 月からイギリスは対米返

済を再開し、翌33年は少額の名目的支払いという形ながら債務を履行した。ところが34年6月、マクドナルド内閣は突如デフォルトを宣言し、対米戦債政策に終止符を打つのである。

大恐慌期イギリスのデフォルトについて、先行研究は何を語っているだろうか。外交史家セルフ（Robert Self）の単著は、第一次大戦後の英米戦債問題を通時的に実証した、現時点での唯一の本格的研究である。同書の特色は、イギリス政府内で財政および金融問題を所掌する蔵相および大蔵省への着目にある。

セルフによると、まずフーヴァー・モラトリアムの失効後、未だ不況下にあったイギリスが戦債償還を再開したのは、デフォルトに伴う経済的コストへの懸念からであった。政府による一方的な返済停止はれっきとした契約不履行であるから、金融市场におけるイギリスの信用は著しく低下し、国民経済は測り知れない不利益を被るであろう——。こうした一連の可能性を強調したのが、マクドナルド内閣の蔵相であり、1930年代後半には首相としてナチ・ドイツへの宥和を主導するチェンバレン（Neville Chamberlain）であった。32年から33年にかけてのイギリス政府は、債権国としての国際的地位を守り、デフォルトが引き起こす負の経済的帰結を回避すべく対米返済を続けた、とセルフは分析する¹¹。

では1934年6月のデフォルトはなぜ起ったか。先行研究の焦点は、同決定の2カ月前にアメリカで制定された〈ジョンソン法（Johnson Act）〉に絞られている。イギリスは33年中の返済をローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）大統領の同意により部分払い済ませていたが、これを不服とする連邦議会は34年4月中旬、債務国に完全履行を事実上求める法案を通過させた。イギリス政府は満額返済を強要するようなアメリカ側の姿勢に反発し、それまで慎重に回避してきたデフォルトを決定した、とセルフは示唆している¹²。

先行研究における個々の議論は豊富な裏付けもあって納得がいく一方、それらを一続きの過程として検討する時、我々はある疑問に直面する。すなわ

ち、イギリスがアメリカの方針に倣ってデフォルトを宣言したとして、それまで彼らにデフォルトを思いとどまらせていた考慮（債務不履行の経済的コストに対する懸念）はどこへ行ったのか。ジョンソン法の成立に言及するだけでは、イギリス政府がデフォルトを回避し続けた理由と、デフォルトに一転して踏み切った理由とが、論理的に接続されないのでないか。セルフの研究には、イギリスが1934年6月にデフォルトを宣言した経緯について、説得的な分析が欠けている。

本稿では、大蔵省の代表する経済・金融はもとより、先行研究に乏しかった外交・国際関係の視点を加えることで、イギリスの戦債政策決定過程をより広範に捉えたい。政府間債務は一義的に国際経済の範疇にあり、その返済額は国家予算に計上されるから、閣内で大蔵省の見解が重視されたのは故なしとしない。しかしイギリスがデフォルトに至る過程を分析する際には、戦債問題に含まれる対米政策の側面も見落としてはならないのである。

1930年代前半期は世界各地で景気が後退するのみならず、日独ら現状打破勢力の台頭を受けて、国際協調による現状の支え直しが試みられた時代でもあった。後述のロンドン世界経済会議や第二次ロンドン海軍軍縮会議はその好例である。そして軍事的にも経済的にも優越したパワーを持つイギリスとアメリカは、好むと好まざると拘らず、そうした多国間外交の中心を占めることになった。大恐慌期のイギリスは、英米関係が極東とヨーロッパの戦後秩序をめぐって様々に展開する中で、対米戦債への対応を迫られていた。

そこで本稿は、戦債問題を経済と外交という二つの文脈から捉え直し、イギリス政府内で英米関係全般を手がける外務省を、大蔵省とともに分析の射程へ収める。それにより先行研究から十分には理解しがたい問題、すなわちイギリス政府はいかにして1934年6月にデフォルトを宣言したかを詳らかにすることが、本稿の目的である。

2. マクドナルド内閣の対米戦債政策

2.1. デフォルト回避（1932年12月）から対処方針の明確化へ

フーヴァー・モラトリアムが失効して初の戦債償還をめぐり、1932年11月にイギリス政府が出した結論は対米支払いの再開であった。ここでデフォルトが回避されたのは、主に経済的コストの憂慮からである。デフォルトに至ったが最後、多額の債務をイギリスに負う諸外国が、イギリス政府の先例を盾にして返済義務から逃れるのではないか、と内閣は恐れていた¹³。マクドナルド首相が大統領就任直前のローズヴェルトに語った通り、返済拒否は「口蹄疫のごとく広がる病」とみなされたのである¹⁴。

同じ頃、イギリス国内の一部ではデフォルトをむしろ推奨する声が上がっていた。経済学者ケインズ（John Maynard Keynes）は、国際流動性の低下こそが世界的な需要減退の元凶であると考え、戦債償還という富の創出に直接結びつかない資本移動を即時停止するよう主張していた¹⁵。週刊誌『エコノミスト』や日曜紙『オブザーバー』も、戦債が存在する限り当事国間の経済活動は不確実性にさらされて景気回復の道が遠のくと、早期のデフォルト宣言を政府に勧めていた¹⁶。

それでもイギリス政府は対米返済を決定した。このときチェンバレン蔵相やトマス（J. H. Thomas）自治領相にとっての気がかりは、1931年12月に発足したばかりのコモンウェルスであった。この新たな多国間枠組みには、イギリスから大量の資本が投下されながら、32年2月にニューサウスウェールズ州政府が対外債務の利払いを停止していたオーストラリア¹⁷や、19世紀末に制定された土地法のもと、低額で土地を購入した旧小作農の年賦送金を32年6月に拒絶したアイルランド¹⁸が含まれていたのである。もし両国に続きイギリスまで戦債支払いを停止すれば、他のドミニオンや帝国諸地域にも公的・民間債務のデフォルトが続発し、コモンウェルス全体に経済危機が蔓延するとの不安が、マクドナルド内閣には共有されていた¹⁹。

こうして1932年12月、1年間の支払い猶予を終えたイギリスは、ひとまずアメリカへの返済義務を果たすことになる。問題はその後であった。深刻な不況から早急に脱け出そうとしていたイギリス政府にとって、毎年およそ1億8000万ドルを対米返済に割き続けるのは、時々の為替レートや歳入規模に応じて多少の増減はあるが、紛れもなく過剰な財政負担であった。他方アメリカ政府への戦債償還は1923年の条約に基づいていたから、その一方的な反故はチェンバレンらの危惧した経済的コストに加え、英米関係の悪化という外交的コストをはらむ選択肢でもあった。

国際協定に背くことなく借金の返済を軽減するにはどうすべきか——。まもなく1933年3月には、前年の大統領選で現職のフーヴァー(Herbert Hoover)を制した民主党のローズヴェルトが、アメリカで新政権を発足させることになっていた。12年続いた共和党時代の終焉は、イギリスにとって未解決の問題を仕切り直す絶好のタイミングでもあった。かくして33年1月初旬から、イギリス政府内に対米戦債政策を再検討する動きが活発化する。

結論を先取りすれば、マクドナルド内閣は1933年2月、アメリカとの合意に基づく債務再編を目指す旨を正式に決定した。債権国との協議によって既存の協定を改定し、戦債の返済負担を大幅に緩和する方針である。裏を返すと、一方的な債務不履行宣言、すなわちデフォルトの回避が大前提であった。具体的な目標としては、

- ① イギリスの年次支払額を、後述するローザンヌ条約に沿ってドイツから受取る賠償額に一致させる
- ② 対米交渉の長期化に備え、次回(1933年6月)の返済については猶予を獲得する

の二点であった²⁰。

2.2. 大蔵省の論理

短期的にはモラトリアイム、長期的には大幅減額という二段構えの戦債政策

を真っ先に主張したのは、大蔵省である²¹。政府の財務を手がける彼らの懸念は、やはりデフォルトの連鎖がもたらす経済的コストにあった。イギリス政府の返済拒否は他の債務国に模倣され、世界中にデフォルトの連鎖を引き起こす上、市場における信用が著しく低下して民間金融にも不具合が生じ、イギリス国民に回復不能な損害を与える、というわけである²²。

ただしチェンバレン蔵相には、デフォルトがいずれ不可避免になるのではないか、という予感もあった。1933年1月初旬、蔵相はマクドナルド首相に先の二段構えの政策構想を説明した後、「ゆくゆくは」と断った上で、デフォルトの可能性を検討せねばならない時が来るであろうと付言している²³。

デフォルトの回避を主張するチェンバレンが、デフォルトの可能性を完全に排除することができなかつた理由は、古典的というべき彼の財政観にあつたと思われる。チェンバレンはドミニオン諸国や英領インドと関税率を優遇し合う帝国特恵制度²⁴、また金本位制離脱後のポンド安定化を期した為替平衡勘定（Exchange Equalisation Account）²⁵を設けるなど、政府の市場介入を一定程度許容した点において画期的な蔵相であった²⁶。だが予算の執行となると、彼は明らかに抑制を好んだ。たとえ景気浮揚のためでも歳出の不用意な拡大には懷疑的であり、19世紀の国際金本位制下に追求された財政均衡こそが、チェンバレンの一貫した目標だったのである。

事実、蔵相は1933年4月末、毎年恒例の下院における予算演説（Financial Statement）で、前年度の財政収支が約3200万ポンドの赤字に留まったことを一定の改善と評価しつつ、政府支出を増やしても不況を克服できる保証はなく、むしろ物価下落を常態化させて不況を引き延ばす恐れがあるため、当該年度も黒字化に向けて引き続き努力すると公言していた²⁷。

かかる蔵相個人の信念に加え、経済政策の実質的な舵取りを担う大蔵省にとっても、財政均衡は守られるべき大原則であった。1931年9月に金本位制を停止して以降、1ポンド=4.86ドルの旧平価を保つ必要がなくなったとはいえ、恐慌に落ち込んだイギリス経済を活性化するには、財政の健全化が依然として必須と見られたのである。

当時の大蔵省は企業や投資家の収益増大を見込んで、物価を引き上げるための低金利政策を実施していたが、反面インフレが急激に進んで国内消費が冷え込むのを防ぐ役割が均衡財政には期待されていた²⁸。また大蔵省は財界および金融界の景況感を重視していたから、市場に対する一種の安心材料として公的支出を厳格に統制することも不可欠であった²⁹。いずれにせよ、大規模な公共事業により失業を解消し需要を創出するという〈ケインズ主義〉は、1930年代前半期の大蔵省が受け入れるところではなかった³⁰。

均衡を是とするチェンバレンならびに大蔵省の財政観に照らすと、この先50年以上にわたる多額の対米返済義務が、できるなら一掃してしまいたい重荷であったことは想像に難くない。しかしデフォルトに踏み切れば、市場におけるイギリスの信用は低落し、内外の金融に測り知れない損失をもたらす恐れがある。1932年12月の時点ではアメリカに満額返済しても比較的わずかの赤字で収まる状況であったから³¹、33年前半期のチェンバレンは財政と金融ふたつの考慮を秤にかけた結果、戦債償還が国庫に課す負担よりも、デフォルトが引き起こす損失の方を問題視したのであろう。こうして蔵相はデフォルトという究極の選択肢を捨てきれないまま、デフォルトの回避をひとまず図ることになったのである。

2.3. 外務省の論理

戦債をめぐる大蔵省の論理は経済の範疇にあったが、債務再編を目指すイギリス政府の政策を、デフォルトの経済的コストに対する懸念だけで説明するのは難しい。1933年2月の対処方針とその形成過程をつぶさに観察すると、そこには経済的考慮だけでなく、当時のイギリス政府が抱いていた外交上の関心も見て取ることができるからだ。イギリスがデフォルトの回避に努めたのは、金融上の損失を防ぐのみならず、外交において良好な英米関係を保つためでもあった。

1933年前半期のイギリス政府にとって、アメリカとの協調を特に要する外交問題は二つ存在した。その第一は、前年夏に調印されながら未発効のま

ま宙吊りとなっていた、ドイツの賠償金をめぐるローザンヌ条約である。33年2月の戦債をめぐる対処方針によると、ローザンヌ条約は現在のヨーロッパにおいて「休戦協定（an armistice）」に等しく、永続的な平和を築くための基礎条件である以上、これを犠牲にすることはありえないという³²。

1932年7月に調印されたローザンヌ条約は、大恐慌下で困難となっていたドイツの賠償支払いを大幅に緩和した国際協定である。レマンのほとりに佇む学問の都で、ドイツは30億マルクの債券を国際決済銀行（Bank for International Settlements: BIS）に寄託し、それらは3年後から順次公募の対象となる旨が決定された³³。これでドイツは賠償金のいわば一括払いを認められ、英仏ら旧連合国はドイツに年次支払いを要求することができなくなった。この点からローザンヌ条約は、大戦後長らくヨーロッパ外交の難問であり続けた賠償問題に、事実上の終止符を打ったと解される。

ただしローザンヌ条約の発効には、一つの重大な条件が付されていた。時を同じくして結ばれた協定には、次の通り記されている。同条約は賠償受領国（英仏白伊）が彼らの債権国（米）と政府間債務について満足のいく合意に達するまで批准は完了しない、と³⁴。つまりドイツから賠償金を受取る旧連合国が、戦債償還を緩和するための再交渉をアメリカと終えるまで、ローザンヌ条約は効力を持たないというのである。

もしこのまま戦債問題に進展がなければ、紳士協定に従ってローザンヌ条約は発効せず、結果ドイツは旧ヤング案に沿って高額の賠償支払いを再開しなければならなくなる。そうなれば、1933年1月にドイツ首相に就任し、ヴェルサイユ条約の打破を公言していたヒトラー（Adolf Hitler）の反発は必至であった。そして沈静しかけた賠償問題の再燃は、ヨーロッパ大国間関係をまたも危機の淵に追いやるであろう。かかる展開を防ぐには、イギリスが他の旧連合国に先駆けて対米戦債交渉をまとめ上げ、ローザンヌ条約の発効に確かな布石を打つことが肝要であった。

戦債問題はローザンヌで賠償問題と結びついたことで、ヨーロッパ国際秩序の安定化という外交的意義を獲得していたが、大蔵省も外務省もこの点を

よく認識していた³⁵。賠償問題をてこに大国間関係の立直しを図る以上、ここで対米戦債を踏み倒し、ローザンヌ条約発効の鍵を握るアメリカとの関係を悪化させては元も子もなかったであろう。1933年初頭のイギリス政府は、戦債が経済的な重荷だからといって、自らの返済義務とともにヨーロッパの安定まで葬るわけにはいかなかったのである。

1933年初頭のイギリス政府が対米協調を特に要した第二の外交問題は、来る夏に開催が予定されていたロンドン世界経済会議である。大恐慌を国際協調により克服するための一大会議は、すでに32年5月から英米のイニシアチブで大枠が形成されつつあり、議題には為替レートや貿易障壁、物価水準など、主要大国の協力なくして解決できないテーマが並んでいた³⁶。マクドナルド首相はホストとして同会議の成功に賭けており、イギリスが外交的指導力を発揮する好機とも捉えていた³⁷。経済大国アメリカとの関係が開会前から不安定化するのを案じた首相は、同会議の準備作業を引き受けていた外務省に戦債問題の対処も併せて望むことになる³⁸。

1933年1月11日、外務省のサージェント（Orme Sargent）中欧局長とクレイギー（Robert Craigie）米州局長が連名で作成した覚書には、次の通り記されていた。

- イギリス政府のデフォルトは、世界経済会議の中核となる英米の外交関係に「重大な害を与える（seriously prejudice）」ため、選択肢から除くべきである
- 具体的な方途については、外務省に伝えられた蔵相の見解を踏襲し、6月の返済猶予を獲得して交渉時間を稼ぎつつ、イギリスがローザンヌ条約下でドイツから受取る額に対米返済額を下方修正する³⁹

これをヴァンシタート（Sir Robert Vansittart）外務次官は対米政策の大枠として承認し、サイモン（Sir John Simon）外相の署名も付された⁴⁰。戦債問題を外交的観点から捉える外務省にとって、彼らが前年から地ならしをしてきた世界経済会議の成功にアメリカの協力は不可欠だったのであり、英米関係

に亀裂をもたらすデフォルトなど当時は考慮の外であった。

こうして1933年1月中旬までには、デフォルト回避を前提にした、短期目標のモラトリアイム獲得と長期目標の債務再編という二段構えの戦債政策が、大蔵省ならびに外務省のコンセンサスとなっていた。このコンセンサスが、先に触れた2月の閣議決定のひな型になったのである。以上の経緯から明らかのように、イギリスの戦債政策はデフォルトの膨大なコストに対する経済的懸念だけではなく、国際秩序を支えるべき英米の関係維持という外交的考慮に基づいて形成されていた。

3. デフォルト回避（1933年6月）

3.1. ローズヴェルト新政権の対応とイギリスの窮地

1933年1月から2月にかけて、イギリスでは戦債政策が着々と練り上げられていたが、債権国のアメリカはイギリスの動きにどう対応したのか。外交は相互的な営みだから、いくら念入りな計画を作っても、相手が肝心の交渉を受け入れなければ宝の持ち腐れである。この点で33年のアメリカ国内情勢は不吉であった。29年10月に起きた〈暗黒の木曜日〉、あのウォール街大暴落から3年の月日が流れても、恐慌の嵐は全米にお吹き荒れていた。物価も賃金も低落の一途をたどり、都市も農村も困窮にあえぐ中、33年に入ると各地で取付け騒ぎが発生した⁴¹。

1933年3月4日、銀行危機が最高潮に達する中で、ローズヴェルトが第32代アメリカ大統領に就任する。彼は前年の大統領選キャンペーンでは戦債問題について多くを語らなかったが、債務国との再交渉には前向きな姿勢を示しており、「現実の政治的条件」が許容する限りで戦債協定の見直しに応じるという次期大統領の意向が、1月末にはイギリス政府に伝わっていた⁴²。

ところが蓋を開けてみると、ローズヴェルト政権は戦債問題への取組みに及び腰であった。早くも4月末には、戦債協定の改定に暗雲がたれこめ

る⁴³。5月中旬にはハル（Cordell Hull）国務長官から、連邦議会がきわめて敏感な状態にあるため戦債問題を提起すること自体難しく、6月のモラトリームも承認できない旨がリンジー駐米大使に伝えられた⁴⁴。

連邦議会では民主党も共和党も旧連合国戦債減免に反対していたが、中でも声高に訴えていたのはアメリカ中西部の農業利害を代表する議員であった。対米戦債を減免すれば、ヨーロッパの払うべき負担がアメリカの納税者に転嫁される一方、米欧間の国際金融は活発化して一握りの投資家だけがますます肥え太る、というわけである⁴⁵。

しかもこの頃、キャピトル・ヒルでは臨時議会が大詰めを迎えていた。ローズヴェルトは大統領就任まもない3月初旬から、銀行救済や農業の生産調整、公共事業の促進など一連の法案成立に心血を注いでいた。しかし、連邦政府が市場に広く介入する〈ニューディール〉政策は、民主党が過半数を占める議会でも論争の的であった⁴⁶。立法府との協調に腐心するローズヴェルト政権としては、ここで戦債の減額や返済猶予を持ち出し、アメリカの景気回復を最優先とする議会の反感を買いたくなかった⁴⁷。

こうして1933年5月、次の返済日まで1カ月というタイミングで、イギリスの対米戦債をめぐる目標は実現の目途が立たなくなってしまった。「政治的条件」次第との但し書きはあったにせよ、再交渉に気を持たせておきながら土壇場で手のひらを返すローズヴェルトのやり方に、イギリスの政策担当者は苛立ちを隠せなかった。ヴァンシタート外務次官は、大統領が「見るからに兎のような臆病者」だと漏らしている⁴⁸。

3.2. 債務履行の閣議決定

それにもかかわらず、イギリス政府はアメリカへの戦債償還を続ける決意であった。6月9日の閣議で、チェンバレン蔵相は債務不履行の拒絶こそ唯一の目的であると明言し、ドミニオン諸国の便乗を恐れるトマス自治領相やサイモン外相、ボールドウィン（Stanley Baldwin）枢相がこれに賛同した⁴⁹。

チェンバレンの主たる懸念はやはりデフォルトの波及コストにあり、イギ

リスの軽率な決定が帝国＝コモンウェルス、さらには世界経済に悪影響を与えることを恐れていた⁵⁰。また蔵相は程なく開幕するロンドン世界経済会議のイギリス全権代表に選出されており、同会議では貿易・金融・通貨など多岐にわたる争点を、アメリカとの緊密な協力を通じて解決することを望んでいた⁵¹。チェンバレンはいまや英米協調の維持という外交的考慮からも自由ではなく、彼にとってデフォルトは明らかに「褒められることではない」かったのである⁵²。

外務省も同じようにデフォルトの選択肢を退ける方針であった。開会が刻一刻と近づく世界経済会議の展開に累が及ぶのを防ぐためである。いくらイギリスとアメリカが共通の課題を抱えていても、借金を踏み倒した相手と手を取り合う者がどこにいるだろうか。現段階でのデフォルトは「致命的」であり、期日通りの返済以外に道はないというのが外務省の論理であった⁵³。

ちなみにこの時の閣内で、デフォルト回避の大勢に抗う声がなかったわけではない。たとえばハイルシャム（1st Viscount Hailsham）陸相は、アメリカが戦債減免の再交渉に応じる可能性は今後もきわめて低く、いずれデフォルトを宣言するなら早い方が賢明である、と主張していた⁵⁴。

1933年6月のアメリカは依然として経済的に混乱し、ニューディール立法も連邦議会を通過したばかりで、その効果は未知数であった。それゆえ、アメリカの議会も世論も戦債問題で柔軟になる見込みは薄いままだろうというハイルシャムの見立ては、決して突飛とはいえない。そしてイギリスが債務再編とそこに至るまでの支払い猶予を獲得できないのであれば、ぐずぐずせず早々にデフォルトすべしとの主張も、陸相自身の見立てと政府の対処方針を組み合わせた結論としては理にかなっていた。

しかしここで想起すべきは、イギリスの戦債政策が経済の範疇では完結しないという事実である。無論デフォルトに際しては、チェンバレン蔵相が案じたように、国際金融上の負の帰結を幾重にも考慮せねばならない。だが政府間債務の場合、デフォルトは債権国との外交関係や当事国の関わる国際秩序にも何らかの悪影響を及ぼすことが想定される。1933年当時のイギリス

にとって、戦債問題にはローザンヌ条約の発効とロンドン世界経済会議の成功が賭けられていた。かかる戦債問題の複合的性格ゆえに、債務再編への展望が開けないという理由だけでは、イギリスはデフォルトに踏み切ることができなかつた。

折しもローズヴェルト大統領は、約1週間後に迫った戦債償還に関し、ひとまず1000万ドルの「名目的な支払い（*token payment*）」で履行を認める旨をイギリス側に通知してきた⁵⁵。返済日ぎりぎりの段階で、債権国から救いの手が差し伸べられたのである。これはアメリカ政府が議会の同意なしに債務国に与えうる最大限の譲歩であった。英米戦債協定にはイギリスの債務履行（あるいは不履行）を正式に認定する主体について記述がなかった。言い換えると、イギリスが規定額を部分的にでも支払えなかつた場合、その事実をデフォルトと最終的に判断するのは誰かが明定されていなかつたのである。ローズヴェルト大統領は戦債をめぐる交渉当事者の立場から、条文上のいわば抜け穴を利用して、少額の名目的な支払いにもかかわらずイギリスの債務履行を承認したのだった⁵⁶。

イギリスでは大蔵省と外務省がデフォルト回避の腹をすでに固めていたが、返済期日間近にアメリカから舞い込んだ妥協策は、彼らにとって追い風となつたであろう。マクドナルド内閣は1933年6月13日、アメリカ大統領による債務履行の承認ならびに戦債協定の再交渉開始を条件に、1000万ドルをアメリカ政府に支払う旨を決定した⁵⁷。翌14日、ローズヴェルト大統領はこれを受諾し、イギリス政府の今次の支払いをデフォルトとは看做さず、また適当な時期にワシントンで戦債協定の再交渉を始める用意があると発表した⁵⁸。33年6月、対米債務はともかくも履行されたのである。

元々イギリス政府は2月に閣議決定した対処方針のもと、債務再編に向けてローズヴェルト新政権との交渉を期待していた。ところがアメリカの経済状況は好転せず、当初の目標であった対米交渉も6月のモラトリアイムも認められなかつた。これらの目標を立てた時点では、イギリスが従来通りの返済を望んでいないのは明らかである。しかるにイギリス政府の主要政策決定者

は、アメリカから部分的な返済が打診される前に、債務履行へと舵を切り直していた。

大蔵省がデフォルトに伴う金融上のドミノ効果を、外務省の方はデフォルトが国際秩序にもたらす負の影響をそれぞれ恐れたからである。賠償をめぐるローザンヌ条約の発効もヨーロッパの安定には重要だったが、より切迫した外交課題は、準備に1年以上を費やしてきたロンドン世界経済会議であった。同会議では貿易障壁の低減にせよ通貨安定化にせよアメリカとの提携が鍵となる。サイモン外相がリンジー駐米大使に説明した通り、デフォルトによって「英米の代表が制約を受けたり悩まされたりしないことが、会議の成功には不可欠」であった⁵⁹。開会まもなく返済期日を迎えるイギリス政府は、英米関係に不協和音を鳴らさぬよう、デフォルトを回避したのである。

4. デフォルト回避（1933年12月）

4.1. 国際情勢の変化と外務省の論理の揺らぎ

その後、ロンドン世界経済会議はイギリスの思惑と裏腹の展開をたどった。会議は当時の主要通貨ポンド・ドル・ Franc の為替レートをめぐって紛糾し、最後はアメリカが落とした〈爆弾〉により挫折してしまう。

世界経済会議の始まる約2カ月前、1933年4月19日にローズヴェルト大統領が金本位制からの離脱を表明するとドルはみるみる下落し、金本位制を採用していたフランスら大陸諸国の通貨売りが加速する事態となっていた。同月末から米英仏は暫定的な通貨安定化に関する協議を重ねていたが、世界経済会議まっただ中の7月3日、アメリカ国内の賃金および物価上昇を最優先とするローズヴェルトは、金本位制への復帰はおろか、暫定的な通貨安定化にも協力しないとメディアを通じて表明したのである⁶⁰。

ローズヴェルトの突然かつ一方的な宣言は、大恐慌を国際協調、中でも対米協調を軸に乗り越えようとしていたイギリスに少なからぬ衝撃を与えた。世界経済会議の議長を務めていたマクドナルド首相は、ローズヴェルトのあ

まりの不作法に「息を呑」んだと日記に書き付けている⁶¹。同会議の成功に大きな期待を寄せていた彼だけに、ホスト国への配慮がまるでないアメリカへの失望は深かったであろう。イギリス全権代表のチェンバレン蔵相は、国際会議が今回のように一参加国の振舞いで「木つ端みじんに打ち碎かれた」例はない、と家族への私信に綴っている⁶²。

確かに通貨安定化をめぐるローズヴェルトの宣言は、経済における国際協調の気運を吹き飛ばしてしまった。だがアメリカの仕掛けた〈爆弾〉には、イギリスの戦債政策に新局面をもたらすという別の帰結も存在していた。いかなる形であれロンドン世界経済会議が終了したおかげで、イギリスがデフォルトを回避する根拠の一つが失われたのである。

元々イギリス政府は戦債の大幅減額を最終目標とし、その達成まで従来通りの返済はせずとの方針を立てていた。この道筋がアメリカの国内情勢に阻まれてもなおイギリスがデフォルトを拒んだのは、かかる選択肢の経済的コストを恐れたのに加え、ロンドン世界経済会議が目前に迫る中、対米関係の悪化を厭うたことが大きかった。しかし1933年7月、他ならぬアメリカの言動によって会議は頓挫し、英米協調を要する外交課題が一つイギリスの手元を離れたのだった。

イギリスにはローザンヌ条約の発効という、アメリカとの連携なくして片付けられない難問が残っていたが、これもまた1933年夏、ドイツ金融政策の新たな動きを受けて死の床に臥す。6月2日、ドイツの中央銀行ライヒス銀行は、金および外貨準備の枯渇を理由に長期公債の償還停止を発表した⁶³。ドイツ政府が財源不足から債務不履行に踏み切った以上、マルクのさらなる信用低下は不可避となり、ローザンヌ条約の定める新たな債券発行ならびにBISへの寄託など望むべくもない状況が出来た。これでヨーロッパ国際秩序の新たな支柱と目されたローザンヌ条約は死文化し、イギリスがデフォルトを回避する際の根拠は二つとも消失するに至った。

外務省では、1933年8月に中欧局長から外務次官補へと昇進していたサーチェントが、状況の変化をすばやく掴んでいた。彼曰く、イギリスは

「今後ドイツからローザンヌ条約に従って一ペニーたりとも受け取ることができない」。そしてドイツが最後の賠償支払いを履行しないのなら、イギリスが急いで戦債協定を改定する必要もないであろう⁶⁴。ローザンヌ条約の発効する可能性が断たれた以上、イギリスの対米返済額をドイツの賠償額と一致させる意義は失われた、というわけである。クレイギー米州局長も戦債協定の改定に当面コミットすべきでないと考えであり⁶⁵、ヴァンシタート外務次官は両者の見解を支持した⁶⁶。

サージェント外務次官補は、戦債をめぐるアメリカとの合意に以前ほど前向きでなくなっていた。ドイツ問題を手がける中欧局を1926年から統率してきたサージェントは、戦債政策を英米関係よりもドイツ問題との連関で捉えていたのであろう。彼にとって戦債に関するアメリカとの再交渉は、ローザンヌ条約を批准し、ヨーロッパ大国間関係を安定させる限りにおいて重要なのであり、その道筋がドイツの金融政策ゆえに閉ざされたとなれば、英米戦債協定を急いで改定する理由もなくなるのだった。

ただしサージェントは、ローザンヌ条約が死文化したからといって、イギリスの戦債償還それ自体を否定したわけではない。先に挙げた彼のコメントには続きがあった。すなわち、現在の英米関係に鑑みて「せいぜい必要なのは（all that is necessary）」、次回（1933年12月）の返済期日を前回のように少額でしのぐことである、と⁶⁷。

この文面からは、対米協調をする喫緊の課題こそなくなったものの、英米関係全般に配慮してデフォルトは回避したい、というサージェントの心境が伺える。デフォルトは信義だけでなく国際条約にも背く行為であるから、彼自身がつとに認めていたように、英米間に軋轢の生じる可能性は否めなかった。正式な債務再編に急ぐ必要はないが、デフォルトを宣言して大西洋にわざわざ波風を立てるのも気が引ける——。戦債問題を外交的見地から捉えた際の割り切れなさから、サージェントは当座しのぎの対米返済を主張したものと考えられる。

4.2. 大蔵省主導のワシントン英米協議

他方 1933 年後半の大蔵省は、対米戦債交渉の開始について外務省より前向きな姿勢を保っていた。デフォルトがイギリスの債権者としての地位に与える「厄介な影響 (awkward repercussions)」、すなわち債務不履行者の不名誉なレッテルと、その帰結としてイギリス経済が被る波及的コストを懸念し続けていた⁶⁸。

そして「デフォルトの誇りを受けることなく」対米返済額を合理的な範囲へ収めるには、部分払いのような終わりの見えない暫定措置でなく、条約の改定を通じてアメリカ政府と恒久的取決めを結ぶべき、というのがチェンバレン蔵相らの立場であった⁶⁹。ただし彼らは、イギリスの対米返済額をローザンヌ条約と整合させる必要がなくなった点を踏まえ、6 月にアメリカへ支払った 1000 万ドルを目安に、新たな年次支払額を交渉するつもりであった⁷⁰。

大蔵省の方針はまもなく閣内の合意となり⁷¹、ロンドン世界経済会議のほどよりも冷めた 1933 年 10 月初旬、ワシントンで戦債協定の改定をめぐる英米交渉が始まった。イギリス政府代表は、大蔵省の中でも国際金融のエキスパートとして名高く、その知識と経験を買われてマクドナルド内閣の首席経済顧問を務めていたリース＝ロス (Sir Frederick Leith-Ross) であり、彼に対するアメリカ政府代表は、ローズヴェルト大統領の指名で法曹界から転身したばかりの財務次官アチソン (Dean Acheson) であった。

マクドナルド内閣にとって念願の英米交渉では、初会合から両国の懸隔が露呈する。イギリスは大蔵省の方針を踏まえて年次支払額を最高 2000 万ドルに収めようとしたが、アメリカはイギリスにその 3 倍、すなわち年間 6000 万ドルの支払いを期待していた⁷²。議論が平行線をたどること数日、とうとうアチソンから、ローズヴェルト大統領がイギリスとの交渉自体に否定的な反応を示し始めたとの情報がもたらされる⁷³。

事態の深刻さを察知した大蔵省は、方針転換をすぐさま提案した。ここでローズヴェルト政権との協議が決裂すれば、イギリスは満額返済かデフォル

トかの二者択一を迫られ、6月のような部分払いを大統領が容認する見込みはなくなってしまう——。依然デフォルトを回避したい大蔵省は、交渉が続いている今のうちに次の返済も少額でしのぐ戦術へと切り換え、本格的な条約改定はしばし棚上げすべきと判断した⁷⁴。チェンバレン蔵相は、イギリスがデフォルトを宣言すればアメリカから「悪徳破産者（a fraudulent bankrupt）」と指を差され、世界中でイギリスの評判に深い傷がつくとして、以上の方針転換を閣議に諮った⁷⁵。

良好な英米関係をひとまず維持しておきたい外務省も、アメリカの望まぬ案をござり押しして両国の仲にひびを入れることは本意でなかった。サージェント外務次官補とクレイギー米州局長は連名の覚書で、友好的な合意につながらない限り、対米交渉の意味はないと大蔵省を擁護した⁷⁶。経済と外交という論理の違いはあれど、大蔵省も外務省もデフォルト回避を前提としつつ、部分払いの再演で12月の返済を乗り切ることに賛成だったのである。

4.3. 債務履行の閣議決定

11月1日、ローズヴェルト大統領はワシントンに滞在するリース＝ロスに、もしイギリスが前回と同じく少額を名目的に支払うならデフォルトとは認定しない旨を約束した⁷⁷。翌2日の閣議で、チェンバレン蔵相は大統領の申し出に従うのが賢明であると訴えた。この時の閣議録によれば、相対的に少額とはいえ半年おきの支払いが延々と続きかねない状況に不満の声が上がったものの、「全体としては……〔蔵相の〕方針が最も異論の少ないものと感ぜられた」ため、1000万ドルの返済が最終的に決定された⁷⁸。

こうして1933年後半になっても、大蔵省は経済的な波及コストの懸念からデフォルトを回避しようとしていた。債務不履行に伴う市場での信用低下が、イギリス経済に測り知れない打撃を与えると恐れたのである。他方、1933年後半の外務省にとって、アメリカの協力が必須となる喫緊の外交課題はすでに消失していた。ヨーロッパ再安定化の端緒と目されたローザンヌ条約は死文化し、ロンドン世界経済会議も袋小路に迷い込んだまま閉会して

いた。それでも外務省は、自ら対米関係を悪化させるには及ばないという現状維持志向から、以前より消極的ではあるもののデフォルト回避を支持し続けていた。

こうした外務省の選択は、同時期の安全保障をめぐる国際的文脈に照らすと、より理解しやすくなるであろう。1933 年 1 月、ドイツにはヴェルサイユ条約の打破のみならず、人種主義に根差した国家の包括的再編を訴えるヒトラー政権が誕生していた。すでに日本の軍事行動で動搖していた極東に続き、ヨーロッパにも強力な現状打破勢力が現れたのである。

以後、国際秩序の行方は日ごとに不透明さを増していった。1933 年夏になると、空軍の秘密再軍備や隣国オーストリアへの内政干渉など、ナチ・ドイツの不穏な動きに関する情報が、在外公館からイギリス外務省の元に次々と舞い込んだ⁷⁹。とうとう 10 月 14 日にはドイツが国際連盟ならびにジュネーヴ軍縮会議からの脱退を表明する。「全体の先行きを考えると不安でたまりません。現在危険にさらされているのは……平和それ自体なのですから」⁸⁰。マクドナルド首相が保守党の長老政治家セシル（1st Viscount Cecil of Chelwood）にこう書き送ったのは、ドイツ全権代表がジュネーヴを後にする 3 日前であった。

この時期のイギリスにとって特に深刻な問題は、国際環境が混迷の度合いを強める中、本国および帝国を複数の脅威から守る一貫した戦略の不在であった。第一次大戦後のイギリスの防衛予算を抑え込んでいた〈10 年ルール〉⁸¹は、1932 年 1 月の上海事変を機に内閣で撤回される一方、肝心の再軍備に向けた行程表はほとんど白紙の状態だった。デフォルトを宣言することで英米関係に波風を立てたくない、という外務省の事なかれ主義には、外部環境が悪化しているにもかかわらず、帝国防衛の新たな青写真を描き切れていない現状への不安が見え隠れする。

いずれにせよ 1933 年のイギリスは、部分払いという暫定的な手法で年 2 回の返済を乗り切り、デフォルトを相変わらず回避し続けていた。ところが翌 34 年 6 月、マクドナルド内閣は一転してデフォルトの選択肢に手を伸ば

す。それまで見送り続けた機会を、今度こそ彼らが掴んだ理由は一体何だったのか。

5. デフォルト宣言（1934年6月）

5.1. ジョンソン法が導く謎

イギリスに戦債政策の転換をもたらした直接の契機は、セルフの先行研究が指摘する通り、アメリカ連邦議会の立法であった。1934年4月13日、ローズヴェルト大統領の署名により、ジョンソン法が成立する。以後、アメリカ政府に返済すべき債務を「一部でも（any part thereof）」履行していない外国政府はデフォルト状態とみなされ、当該政府はアメリカ政府からの直接融資、ならびに当該政府の発行する債券のアメリカ国内における売買を禁止された⁸²。

要するに、対米債務を所与の規定に従って返済しない国に、政府を通じてあれ市場においてあれ、アメリカでの資金調達を認めないということである。制定を主導した共和党上院議員ジョンソン（Hiram Johnson）は、国内改革への信念からローズヴェルト大統領のニューディール政策を支持する一方、対外政策については孤立主義で一貫していた⁸³。彼の名を冠した1934年の法律により、アメリカは暗雲立ち込めるヨーロッパとの関わりを金融の領域で断ち、将来の戦争に引きずり込まれぬよう先手を打ったのだった。

ただし本稿との関連で重要なのは、ジョンソン法の内容よりもその含意、すなわち同法成立をもってアメリカ側のデフォルトの定義が法的に明確化された点である。1923年の英米戦債協定には、先に見たようにデフォルトを正式に認定する主体はもちろん、デフォルトの具体的な事例（たとえば返済予定期に1セントでも満たなければデフォルトとなるのか、部分払いが認められるなら基準は何か、など）に関する条項も存在しなかった。ローズヴェルト大統領は戦債をめぐる対外交渉の代表者という立場から、条約上の間隙を突いて少額の名目的支払いをイギリスに認めてきたのである。

ところが件のジョンソン法案には、アメリカ政府に支払うべき債務を「一部でも」履行していない外国政府はデフォルトとみなすという連邦議会の見解が示され、ローズヴェルトはこれに署名することで同意を与えた。これで大統領の承認による部分払いの選択肢は失われ、戦債減額に向けた条約改定の見通しも一層立たなくなつた。結果としてイギリスは年2回の満額返済かデフォルトかの二者択一に直面したのである⁸⁴。

対米戦債をめぐる1934年前半期の政府文書は、一見すると、このジョンソン法制定を境にイギリス政府がデフォルトへ傾斜したことを見ているようだ。たとえば34年4月末、英米関係の急速な悪化を恐れたリンジー駐米大使は、ジョンソン法成立後も返済を続けるよう政府に求めたが⁸⁵、外務省の反応はきわめて冷淡だった。クレイギー州局長は、アメリカとの仲をつなぎ止めるという「かなり怪しい目的 (the rather shadowy idea)」に大金を擲つことは考慮に値しないと述べ、デフォルトを提言する形となつた⁸⁶。ヴァンシタート外務次官もクレイギーの見解を認めつつ、デフォルトの影響が広範囲に及ぶのは避けがたいが、返済継続の選択肢は考えられないと記している⁸⁷。ジョンソン法の成立後、外務省内でデフォルト回避の根拠とされてきた英米関係の維持は、もはや追求すべき目標ではなくなつていた。

大蔵省については、1934年前半期の対米戦債をめぐる認識を再構成することがそもそも難しい。戦債に関する記述が関連文書にほとんど見当たらなくなるからである。彼らの立場を明瞭に見て取ることができるのは、1934年5月30日、イギリス政府のデフォルトが正式に決定された日の閣議録である。チェンバレン蔵相は席上、次の通り発言していた。

今次の連邦議会の動き、すなわちジョンソン法の制定により、昨年イギリスに認められた名目的な支払いは続けられず、デフォルトの汚名を免れるには満額返済する他に道がなくなった。だが1932年7月にローザンヌ条約が調印されてからというもの、旧連合国間の戦債は償還されず、ドイツの賠償支払いも望むことのできない今の状況で、戦債協定に沿ったアメリカへの返済負担を背負うことはできない。我々は債務不履行を宣言すべきである、

と。チェンバレンの提案に反対する者はなく、いよいよデフォルトがマクドナルド内閣の「全体的見解 (the general view)」となった⁸⁸。

チェンバレン蔵相は要するに、ない袖は振れぬと言っているのである。先の大戦にまつわる政府間債務は、賠償にせよ戦債にせよ、もはやイギリス政府の懷には入らない。ドイツやフランスからの支払いが見込めず、そのうえ少額の部分払いをアメリカが受け入れないのであれば、借金を踏み倒す以外に道はない——。かかるチェンバレンの主張に異議を挟む者がいなかった以上、これはマクドナルド内閣の総意と判断してよい。

だが対米戦債をめぐる一連の経緯を思い起こすと、1934年5月末のデフォルト決定には一つの疑問を禁じ得ない。大蔵省と外務省が債務履行の論拠としてきた関心事は、一体どこへ行ってしまったのだろうか。

デフォルトに伴うコストとして、大蔵省は市場における波及効果を、外務省は英米関係の全般的悪化を、それぞれ憂慮していたはずである。政策決定の要に位置するアクターが揃ってデフォルトに反対してきた事実に鑑みれば、満額返済かデフォルトかの二者択一を迫られたからといって、イギリス政府が後者を直ちに採用したとは考え難い。

ちなみに1934年6月、イングランド銀行が保有していた準備高は、同年中にイギリスが支払うべき年次総額のおよそ11倍強であった⁸⁹。つまり、デフォルトを決定した頃のイギリス政府には、アメリカに満額返済する能力は十分備わっていたといえる。もし大蔵省と外務省が34年に入ってもデフォルトに伴うコストを懸念していたのであれば、ジョンソン法の制定で部分払いの選択肢が失われた後、満額返済の可能性を少なくとも検討くらいはしてもよかったであろう。

しかし、関連史料にそうした形跡を見出すことはできない。それならば、直近の対米返済が行われた1933年12月からデフォルトが閣議決定される34年5月までの間に、大蔵省と外務省のデフォルトをめぐる懸念が何らかの形で払拭された（もしくは後退した）ことを論証せねばならない。

この点を分析する鍵は、1934年前半期のマクドナルド内閣が総力を挙げ

て取り組んだ、帝国防衛戦略の検討過程にあると思われる。第一次大戦後のイギリス政府内で帝国防衛がかくも包括的に討議された例はなく、主要政策担当者はイギリス帝国の安全をいかに維持すべきか、文字通り縦横に論じることになった。そこで問われた究極的なテーマは、特定の事件や危機への対応というより、イギリスの中長期的かつ総合的な安全保障戦略である。

結論を先取りすると、1934年のイギリスの政策担当者はジョンソン法の成立前から、英米協調の外交的意義を明らかに相対化していた。大蔵省も外務省もアメリカとの外交関係を軽視する立場を打ち出したのだが、この点は33年までの戦債をめぐる政策決定過程に看取すことのできない特徴であった。1934年春、帝国防衛をめぐる政策論議を通じてイギリス政府内に生じていた対米認識の変化は、大蔵省と外務省が長らく回避し続けてきたデフォルトに踏み切るための重要な布石になったと考えられる。

5.2. 帝国防衛論議における対米軽視の表出

マクドナルド内閣では1934年の冬から春にかけて、イギリス本国および帝国を一貫する防衛戦略をめぐり、侃々諤々の議論がくり広げられた。主たる焦点の一つは、31年9月の満洲事変を境に極東で顕在化した、日本の軍事的脅威への対応である。

閣議のたたき台を用意したのは、再軍備の具体案を策定するため設置された「国防要件検討小委員会（Defence Requirements Sub-Committee：以下DRCと略記）」であった。内閣書記官長ハンキー（Sir Maurice Hankey）を筆頭に、大蔵省からはフィッシャー（Sir Warren Fisher）次官、外務省からはヴァンシタート次官、そして三軍の制服組トップから成るDRCは、1934年2月末、足かけ4カ月にわたる検討の結果を仔細な報告書にまとめ上げた。それによると、イギリスが「ほぼ無防備な状態にある」極東で採るべき政策は、たとえ英米関係の悪化を伴っても、対日宥和を通じた極東権益の保全であるという⁹⁰。

1934年前半期、日本の満洲支配は既成事実化していた一方、前年5月に

締結された塘沽協定のおかげで日中間の武力紛争は小康状態にあった。そうした中で外交日程に上がってきたのが、36年12月末に失効するワシントンおよびロンドン海軍軍縮条約の更改問題である。日本は海軍力の平等、すなわち主力艦であろうと補助艦であろうと対米英10割を要求していたが、アメリカは太平洋における優越を守るために、旧条約に規定された保有比率を継続するといって譲らなかった⁹¹。ローズヴェルト大統領にとって海軍軍縮レジームの維持は、対日安全保障の観点から妥協の余地なき政策であった⁹²。34年春の極東国際関係は、海軍軍縮をめぐって日米が真っ向から対立する構図である。

こうした中、DRCはイギリスの針路を次のように示した。イギリスは極東において香港やシンガポールの軍事拠点はもちろん、上海その他の租界における経済権益、さらにはオーストラリアらコモンウェルス諸国の安全まで幅広く考慮せねばならない。満洲ですでに地歩を固め、軍備を一気に拡大しつつある日本は、イギリスの一連の利害に対する目前の脅威である。ところが大戦後のイギリスは「アメリカへの追従 (subservience to the United States)」をくり返すことで、日本との協調の機会をみすみす手放してしまった。来る海軍軍縮会議では、日本を向こうに回してアメリカに与する失態を演じるべきではない、と DRCは結論づけていた⁹³。

1934年3月、官僚および軍部の提言を受けたマクドナルド内閣は、極東における帝国防衛を議題に取り上げる。アメリカで件のジョンソン法が成立する約1カ月前のことだ。その中でチェンバレン蔵相とサイモン外相は、懐柔と譲歩により日本を脱脅威化する対日宥和政策を主張するのだが、本稿との関連で重要なのは、彼らが極東における対日宥和の代価として、英米関係の悪化を甘受していた点である⁹⁴。

閣議を主導したのはチェンバレン蔵相であった。蔵相は3月14日の閣議で、日本の大陸進出を原則として認める代わり、日英間で「不可侵条約 (a Pact of Non-Aggression)」を締結し、極東における帝国防衛の不安を取り除くのがよいと、DRC報告書よりも踏み込んだ案を示した。アメリカに関する

では、次の海軍軍縮交渉で日本のパリティ要求をともに牽制するよう求めてくるはずだが、イギリスはアメリカとの連携をきっぱり拒むべきであると主張した⁹⁵。

大蔵省が極東での対日宥和に傾斜したのは、かなりの程度、軍事支出の抑制という財政的考慮からである。当時のイギリスにとって安全保障上の主たる脅威は、極東における日本とヨーロッパにおけるドイツだったが、日独双方に同時に対抗するための再軍備は予算の限界を越えるために当面は不可能と大蔵省はみなしていた。そこで彼らは、直近の脅威である日本を外交によって脱脅威化し、短期的かつ急激な軍事支出（とりわけ極東防衛に集中的に割かれる海軍予算）の増大を回避しながら、ドイツの潜在的脅威に中長期的な軍拡（中でも費用対効果が高いと目された空軍力の拡張）で対抗せよ、との立場を探ったのである⁹⁶。

1933年秋から翌34年春にかけて、チェンバレン蔵相もフィッシャー大蔵次官も、閣議や各種委員会の席でこう主張した。再軍備には財政上の制約がある以上、仮想敵に優先順位をつけねばならず、日独いずれかを選ぶとしたら、イギリスに地理的に近接するヨーロッパの脅威である。極東の防衛にいくら注力しても、ひとたび大陸に覇権国が登場すれば、帝国の支柱たるイギリスの安全が危うくなる。本国の安全なくして帝国の存続はありえない。翻って極東では、海軍力の増強が直ちに見込めぬ以上、イギリスは何としても日本との外交関係を改善することで同地域の諸権益を守らねばならない、と⁹⁷。

かかる大蔵省の帝国防衛構想に、対日牽制のための英米協調が選択肢として入る余地はなかった。フィッシャー大蔵次官の言葉を借りれば、「アメリカが空威張りとごまかしを仕掛けてこようとも」、イギリスは彼らに阿ることなく日本との永続的な関係を構築すべきなのであった⁹⁸。1934年春にチェンバレン蔵相が日英不可侵条約構想を持ち出し、アメリカとの関係悪化をおしても対日宥和を主張した背景には、以上のような大蔵省の論理があったのである。

こうした大蔵省の方針を1934年春の外務省は後援した。3月14日の閣議で、極東における日本の処遇を「最難問」とみなすサイモン外相は、チェンバレンの日英不可侵条約構想に賛同している。イギリスに日本と戦火を交える意図はなく、日本からの攻撃も望まぬ以上、相互不可侵条約は外相にとってごく論理的な選択肢であった⁹⁹。閣議の2日後に内閣に提出された覚書でも、サイモンは外務省内の検討を踏まえて次のように提言した。たとえ英米関係が悪化しようとも、実現可能性のある内は、日英不可侵条約を選択肢の一つとして取っておくべきである、と¹⁰⁰。

外務省がこの段階で対日宥和に傾斜したのは、大蔵省が念頭に置く財政上の考慮からでも、日本の軍事的脅威に対する過小評価からでもない。彼らは日本が極東で突きつける安全保障上のリスクを認識していた。極東問題を担当する局長レベルでは、日本の軍国主義を助長したり国際世論の非難を受けたりするとの懸念から、アメリカ抜きの対日宥和に難色が示されていた¹⁰¹。ヴァンシタート外務次官も、イギリスが日英協調の方針を明確化することで、安心した日本が大陸での膨張を進めた結果、ユーラシア大陸の東西にまたがるソ連が弱体化し、極東とヨーロッパの勢力均衡が不安定化する事態を恐れていた¹⁰²。

それでも1934年春の外務省が大蔵省の対日宥和路線に異を唱えなかつたのは、つまるところ、日本に軍事力で対抗する確かな見通しを持てなかつたからであろう。当時のイギリス政府には再軍備への具体的な計画について未だ合意がなく、対日戦の主軸となる海軍力の増強については、予算編成の要である大蔵省がブレーキをかけようとしていた。勢力均衡の観点から日本への平衡錘となりうるソ連には、サイモン外相もヴァンシタート外務次官も不信感が強く、英ソ協調による日本のバランスングは非現実的な政策であった¹⁰³。

そして外務省は、もう一つの潜在的な同盟国であったアメリカに対しても、極東秩序のステークホルダーとしての信頼を寄せてはいなかつた。戦債問題でたびたび発言してきたクレイギー米州局長は、英米関係が緊密になれ

ばなるほど日本はイギリスから遠ざかると警戒し、極東安全保障をめぐる対米協調の意義に疑惑を抱いていた¹⁰⁴。ヴァンシタート外務次官も、「いたる所で評判の悪い」アメリカと連携することがイギリス外交の「重荷（a deadweight）」になると見え、さしあたり対日関係の改善を試みる方が賢明であろうと記している¹⁰⁵。1934年春、サイモン外相が日英不可侵条約構想を支持した背景には、以上のような外務省の論理があった。

さらに同時期、蔵相と外相が共同で敷いた対日宥和路線を、他の閣僚も好意的に受け止めていた。たとえば、海相エアーズ＝モンセル（Sir Bolton Eyre-Monsell）である。彼は日本の軍事的脅威に敏感な海軍省を代表し、極東においてイギリス海軍の優越を求めていた。その海相として、日英不可侵条約が成立することで日本の側に安全の感覚が高まり、ひいては同国の海軍増強への野心が薄れることを期待して、チェンバレンとサイモンの主張に同意していた¹⁰⁶。

閣議では概して口数の少ないボールドウイン枢相も、極東政策については英米協調に警鐘を鳴らすことで、蔵相および外相の主張を補強している。英米関係を重視するあまり、ローズヴェルト政権の望み通りに海軍軍縮条約を維持し、イギリスの帝国防衛を危険にさらすような「恐ろしいこと」はないとどまるべきである、と枢相は力説した¹⁰⁷。大法官サンキー（1st Viscount Sankey）に至っては、香港・オーストラリア・インドの防衛にとって日本の脅威が深刻であるとの認識から、日英協調はいかにも望ましく、それに伴い英米関係が悪化したとして「我々は何を失うことになるのか（what were we going to lose?）」と吐く始末であった¹⁰⁸。

このように1934年3月から4月にかけて、目前の脅威であった日本と手を結び、対日警戒を強めるアメリカとは一線を画すという対外方針が、イギリス政府内には浸透していたのである。もちろん31年9月の満洲事変に際し、マクドナルド内閣が示した反応も、日本への宥和と呼びうるものではあった。国際連盟の集団安全保障に及び腰だった点然り、アメリカの不承認宣言（〈スティムソン・ドクトリン〉）に追随しなかった点然りである¹⁰⁹。だが

当時の対日政策がおおむね消極的性格に留まったのに対し、34年春のイギリスは極東における日本との合意を積極的に明文化しようとしていた。日本との相互不可侵条約を通じて極東の権益を保全しつつ、次の海軍軍縮会議では英米協調の可能性を排するというのが、34年春の閣議の基調であった¹¹⁰。このとき帝国防衛をめぐる閣議の中心には、対米戦債問題と同じく、大蔵省と外務省をそれぞれ代表するチェンバレン蔵相とサイモン外相がいた。そして両省ともジョンソン法の制定前から、英米協調がイギリス外交に持つ意義を意識的に相対化していたのだった¹¹¹。

5.3. 戰債政策の変更をめぐる推論

ただし、イギリス政策担当者の対米軽視が戦債問題の文脈でなく、帝国防衛戦略の見直しにおいて顕在化した点には注意を要する。大蔵省と外務省が極東安全保障に関して英米協調に腐心しなくなつたのは事実にせよ、戦債をめぐる彼らの対米認識まで同様に変化したことが実証されるわけではないからである。

だが改めて確認すると、1933年12月の外務省がデフォルトを回避すべきとしたのは、債務不履行に伴う英米関係の全般的悪化を懸念したからであった。この事実から、外務省が対米政策を検討する際、金融と安全保障の二領域を峻別していたように思われない¹¹²。ならばジョンソン法の成立により満額返済かデフォルトかを迫られた外務省が、すでに帝国防衛論争を通じて固まりつつあった対米認識を援用し、従来ほど英米関係を重視せずとも構わないとの判断から、デフォルトの支持に回った可能性は十分考えられる。

大蔵省の方は、市場での波及効果を根拠にデフォルト回避を主張していたから、外交における英米関係の過小評価を、デフォルトにまつわる彼らの懸念と結びつけることはできない。デフォルトの経済的コストに対する懸念は、1934年6月にイギリス政府がデフォルトを宣言する瞬間まで大蔵省に残り続けたであろう。それでも大蔵省がデフォルトに賛同したとすれば、それは34年前半期に帝国防衛という重大かつ切迫した課題が浮上すること

で、デフォルトに関する不安が後景化したからではあるまいか。

当時イギリス政府内に起こった帝国防衛論争は、予算の統制に関わるがゆえに大蔵省の耳目を惹かずにはおかなかった。帝国防衛の観点から再軍備は不可避であると認めつつ、イギリス経済のために財政均衡も守りたい大蔵省は、すでに現実の脅威と化していた海軍大国日本を非軍事的な手段によって脱脅威化しようとした。さもなければ、極東安全保障のための海軍支出は天井知らずに増大するであろう——。

そうなると、日本を海軍軍縮の新たな枠組みに封じ込めようとするアメリカに、イギリスは間違っても同調してはならぬ理屈となる。日米が正面から対立する中で対日関係の緊密化を図るとき、英米協調は百害あって一利なしの選択肢であった。だからこそ大蔵省は極東防衛をめぐって英米協調の可能性を明確に退けたのである。そして閣内で対日宥和を推進していた1934年春の大蔵省とすれば、いかなる問題であれ、アメリカとの懸隔を日本にアピールすることが合理的と考えても不思議ではない。その恰好の材料としてデフォルトという政策オプションが捉えられた結果、経済的コストに関するそれまでの懸念が後景に退いたというのが本稿の推論である。

1934年前半期の大蔵省に関しては、帝国防衛論争における対日宥和の推進に加え、彼らをデフォルトに向かわせる誘因がもう一つ存在したことも指摘しておきたい。それは、34年度予算で歳出の大幅増が確実視される中、アメリカへの満額返済が計上されるのは、財政均衡を信条とするチェンバレン蔵相には承服しがたい展開であったという点である。

1934年4月17日、チェンバレンが下院で行った恒例の予算演説によれば、前年度の物価・株価・工業生産高はいずれも堅調で失業者数も減少傾向にあり、イギリス経済は復調の兆しを見せつつあった。33年度の財政は3100万ポンドの黒字となり（32年度は3200万ポンドの赤字）、チェンバレンは就任3年目で財政均衡の目標をひとまず達成した¹¹³。

だが1934年度以降も継続して財政を健全化できるかという点になると、蔵相の期待は心許なかった。ロンドン世界経済会議の顛末が明らかにしたよ

うに、大恐慌を国際協調により克服する見通しは立たず、輸出企業をはじめとする国内雇用の先行きは不透明なままだった。しかるに34年7月からは、31年秋のポンド危機に際し削減されていた失業給付と公務員給与がおおかた原状に復するため、合計1030万ポンドの支出増が予想された。さらに33年度の財政黒字には、同年7月に死去した富豪エラーマン（Sir John Ellerman）に関連する約1000万ポンドの相続税が貢献していたが、かくも大規模な税収が34年度も国庫に入る保証はなかった¹¹⁴。

要するに1934年度における財政均衡の可能性は前年度より低かったわけだが、さらに忘れてならないのは、33年中の戦債償還が条約に規定された額のおよそ10分の1で済んでいたという事実である。ジョンソン法のおかげで前年度のような少額の返済が認められず、アメリカ政府に満額を支払うとなれば、34年度は合計1億8278万ドル（34年6月の為替レートで約3630万ポンド¹¹⁵）を償還しなければならない。いくらイングランド銀行に十分な準備が確保され、イギリスの返済能力に疑念の余地はなかったとしても、33年度の黒字額をそれだけで上回る対米返済は、古典的な財政觀を持つチェンバレンには許容し難いものであったろう。

大蔵省はジョンソン法の成立前から極東防衛の文脈で対米関係を軽視していたが、同法制定により満額返済とデフォルトの二者択一を迫られると、デフォルト後に発生するかもしれない波及コストより、満額返済でほぼ確実に発生する財政負担を忌避し、債務不履行への臍を固めたのだと考えられる。

6. おわりに

以上、1934年6月の対米デフォルト宣言に至るイギリス政府の意思決定過程を、主要アクターであった大蔵省および外務省に着目しつつ、同時代の経済と外交の文脈に照らして実証した。先行研究に残された謎は、いかにしてイギリスが1934年6月にデフォルトを宣言したか、である。イギリスを長らくデフォルトの選択肢から遠ざけていた論理は、どんな軌跡をたどって

デフォルトを支持する論理に変容したのか。

時あたかも世界恐慌の時代、イギリスは金本位制や自由貿易といった旧来の枠組みによって繁栄を取り戻すことが叶わず、管理通貨や帝国特恵など新たな試みで国民経済を軌道に乗せようとしていた。そうした中で年 2 回訪れる対米返渉が、イギリス政府の過重な財政負担であったことは言うまでもない。

それでもイギリスが戦債を償還し続けたのは、主要政策決定者の間に、そうすることがデフォルトを宣言するよりも望ましいとの合意があったからだ。大蔵省はデフォルトに伴う負の波及的経済効果を、外務省はデフォルトが英米関係に与える負の外交的影響を、それぞれ不安視していた。

ところが 1934 年春、彼らの戦債をめぐる認識枠組みに根本的修正を迫る出来事が起こる。イギリスの安全保障を包括的に検討する、帝国防衛戦略の再定義である。限られた予算の中で日独二つの脅威を想定しなければならなかつたマクドナルド内閣は、極東における対日宥和の処方箋を、対米関係の悪化という副作用とともに受け入れた。帝国の安全保障戦略は対外政策の大枠となるがゆえに、当時の外務省には最大級の関心事であった。しかし財政均衡を追求する大蔵省も、防衛論議の先に軍事予算の増大が待ち受ける以上、これを静観することはできなかった。

1934 年 3 月から 4 月にかけて、チェンバレン蔵相が旗振り役となり、サイモン外相が側面から支えることで、極東において対日協調を模索し、その代償として英米関係の悪化を引き受ける旨が、内閣の共通見解になる。大蔵省も外務省も一連の議論の中で、英米協調の意義を従来より過小評価するようになっていた。これらの対日・対米政策は帝国防衛という喫緊のテーマと絡めて定式化されたことで、もう一つの対米政策であった戦債問題に関する政策決定者の認識枠組みを更新したと考えられる¹¹⁶。

セルフの研究によれば、1934 年 4 月中旬にアメリカで制定されたジョンソン法へのイギリスの憤懣が、同年 6 月のデフォルト宣言の原因であった。しかし同法制定の直前、イギリス政府は急浮上した帝国防衛戦略の再検討を

通じ、対外政策におけるアメリカの重要性を意識的に切り下げる傾向があった。かかる対米認識の変化を受けて、デフォルトにまつわる不安が外務省の場合は払拭され、大蔵省の場合は後景化したからこそ、イギリス政府は従来の方針を翻して34年6月にデフォルトを宣言することができた、というのが本稿の結論である。

イギリスのデフォルト宣言が、先行研究の指摘する通り、ジョンソン法成立を直接の引き金としていたのは疑いない。だがそれは言うなれば最後の一押しであった。不況の中でもイギリス政府の債務履行は一定の論理を基に続けられたから、真逆の政策転換を説明するには、瞬発的な反米感情の他に何らかの政策論理が存在したと見るべきであろう。かかる戦債政策のダイナミズムは、経済・金融と外交・国際関係、二つの領域を結んだ補助線を引くことで、ようやく十分に理解しうるのだった。

最後に、イギリス政府によるデフォルト宣言の帰結を検討したい。まずは金融の側面である。主に民間投資家を債権者とする外国公債の不履行、いわゆる〈ソヴリン・デフォルト〉は、1931年から翌年にかけてラテンアメリカや南東欧に続発し、各地域の国民経済を大きく混乱させていた。しかし本稿で取り上げた時期には、国際金融市場はすでに落ち着きを取り戻しており、イギリス政府のデフォルトが大規模な連鎖を引き起こすことはなかった¹¹⁷。大蔵省の不安は杞憂に終わったのである。

外務省が懸念していた英米関係への悪影響も、デフォルト後に目立った形跡はほとんど見られなかった。イギリス政府の決定を受けたアメリカ国務省の対応はおむね抑制的で¹¹⁸、アメリカ主要紙からはイギリスへの同情的な声すら聞かれた¹¹⁹。

1934年夏から本格化する海軍軍縮予備交渉では、日本の非妥協的態度が対日宥和をめぐるイギリスの楽観を打ち碎いた結果、一度は手放したはずの英米協調に、イギリスはふたたび引き寄せられていく¹²⁰。第二次ロンドン海軍軍縮条約の調印後も、36年9月の英米仏通貨協定と38年11月の英米通商協定により、両国の経済協力が具体化した¹²¹。外務省もまた、デフォルト

の帰結をめぐって取越し苦労をしていったといえる。

たしかに 1930 年代後半のイギリスとアメリカは、現状打破勢力への軍事的対応という肝心な所で一致することができなかった。だが安全保障をめぐる英米のすれ違いは、多分に構造的かつ複合的な要因によるもので、イギリスのデフォルト宣言が後の国際秩序を左右する外交的事件になったとは言い難い¹²²。戦債をめぐる大恐慌期の英米関係は、この点で〈コップの中の嵐〉にすぎなかった。

それでも嵐は、過ぎた後に何らかの爪痕を残すものである。イギリスがデフォルトに踏み切った後の英米関係も、決して無傷ではいられなかった。稀に見る世界不況の中、戦債減免に最後まで応じなかったアメリカに対し、イギリスの政策決定者はますます不信感を募らせていく。

中でもチェンバレン蔵相の対米觀は、戦債問題の顛末の後、ほとんど生理的嫌悪といえる程度にまで悪化した。デフォルト宣言の約 3 カ月後、彼はアメリカが国際場裏で頼りになるどころかイギリスの裏をかく國であると苦々しく指摘したが¹²³、チェンバレンの猜疑心がその後も和らぐことはなかった。「言葉の他、アメリカには何も期待しないのが常に最も良かつ最も安全なのです」¹²⁴。1937 年 5 月の首相就任後、チェンバレンが宥和政策に傾斜した背景に、現状打破勢力への抑止で連携すべきアメリカへの根深い不信があったことは、先行研究でつとに指摘されている¹²⁵。

こうして見ると、1934 年にイギリスのデフォルト宣言で幕を下ろした英米戦債問題は、後に加速するイギリスの対独宥和を条件づけた要因として、間接的ながら戦間期国際秩序の崩壊に作用したといえるのかもしれない。

〔付記〕本稿は科学研究費補助金（「特別研究員奨励費」課題番号 18J00835）の助成を受けた研究成果である。また本稿は、北大政治研究会ならびに大阪大学 OSIPP・法学研究科合同研究会での報告を基にしている。コメントを寄せてくださった皆様に御礼申し上げたい。

注

- 1 Chamberlain to Hilda Chamberlain, Nov. 26, 1932, Neville Chamberlain MSS [University of Birmingham Library, Birmingham, UK], NC 18/1/807.
- 2 國際關係史の例として、以下を参照。Zara Steiner, *The Lights That Failed: European International History, 1919-1933* (Oxford: Oxford UP, 2005), pp. 182-93; Patrick O. Cohrs, *The Unfinished Peace After World War I: America, Britain and the Stabilisation of Europe, 1919-1932* (Cambridge: Cambridge UP, 2006), pp. 68-75; Robert Boyce, *The Great Interwar Crisis and the Collapse of Globalization* (Basingstoke: Palgrave, 2009), pp. 62-66. 英米関係史については、以下を参照。David Dimbleby and David Reynolds, *An Ocean Apart: The Relationship Between Britain and America in the Twentieth Century* (New York: Vintage, 1988), pp. 82-104; Ritchie Ovendale, *Anglo-American Relations in the Twentieth Century* (Basingstoke: Macmillan, 1998), pp. 19-21; Kathleen Burk, *Old World, New World: The Story of Britain and America* (London: Little, Brown, 2007), p. 462；君塚直隆・細谷雄一・永野隆行編『イギリスとアメリカ 世界秩序を築いた四百年』(勁草書房、2016年)、100-101頁。
- 3 Derek H. Aldcroft, *From Versailles to Wall Street, 1919-1929* (Berkeley: University of California Press, 1977), p. 79; Dan P. Silverman, *Reconstructing Europe After the Great War* (Cambridge, MA: Harvard UP, 1982), pp. 145-46.
- 4 1917年4月から18年9月まで連邦議会は「自由公債法（Liberty Loan Act）」を5度にわたり通過させ、戦費調達のための特別な国債発行を政府に認めた。ウイルソン政権は同法の下、合計160億ドル以上もの資金をアメリカ国民から得ることに成功し、その一部が（アメリカ国内での物資購入に用いられる条件で）イギリスら連合国に貸し付けられた。「自由公債法」の原文は、以下を参照。*Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances, 1917* (Washington: Government Printing Office, 1918), pp. 83-86, 91-99; *Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances, 1918* (Washington: Government Printing Office, 1919), pp. 159-63, 174.
- 5 James Grigg [?], “History of the Anglo-American Debt Negotiations and Settlement, 1914-1923,” n.d. [1923?], Stanley Baldwin MSS [Cambridge University Library, Cambridge, UK] SB 233, f. 33.
- 6 以下を参照。Harold G. Moulton and Leo Pasvolsky, *War Debts and World Prosperity* (New York: Century, 1932), pp. 109-36.
- 7 “Arrangements for the Funding of the British Debt to the United States of America,”

- June 18, 1923, [Parliamentary Command Paper] Cmd. 1912. 英米戦債協定の成立過程については、以下を参照。Frank C. Costigliola, *Awkward Dominion: American Political, Economic and Cultural Relations with Europe, 1919-1933* (Ithaca: Cornell UP, 1984), pp. 104-107；藤山一樹「英米戦債協定の成立とイギリス外交、1920-1923年」『国際政治』第180号（2015年）、30-42頁。同協定の意義を第一次大戦後の国際秩序との連関から論じた研究として、以下を参照。Denise Artaud, *La question des dettes interalliées et la reconstruction de l'Europe, 1917-1929* (Lille: Atelier, 1978)；Michael J. Hogan, *Informal Entente: The Private Structure of Cooperation in Anglo-American Economic Diplomacy, 1918-1928* (Chicago: Imprint, 1991)；中西寛「賠償戦債問題と米欧関係 1921～1924（1・2）」『法學論叢』第123巻4・6号（1988年）、72-96頁・77-103頁；三瓶弘喜「英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（1922-1925年）（上・下）」熊本大学『文学部論叢』第69号（2000年）、21-47頁・同第73号（2001年）、51-83頁。ワシントン会議（1921-22年）における英米関係を戦債問題との連関から分析した以下の論文も参照。Roberta Allbert Dayer, "The British War Debts to the United States and the Anglo-Japanese Alliance, 1920-1923," *Pacific Historical Review* 45, no. 4 (1976), pp. 569-95.
- 8 Lindsay, "Sic Fatur Nuntius," c. Winter 1939/40 to May 1941, Earls of Crawford and Balcarres MSS [National Library of Scotland, Edinburgh, UK], ACC 9769/100/3, f. 158.
- 9 Robert Skidelsky, *Politicians and the Slump: The Labour Government of 1929-1931* (London: Macmillan, 1967), pp. 281-383; Diane B. Kunz, *The Battle for Britain's Gold Standard in 1931* (London: Croom Helm, 1987); Robert Boyce, *British Capitalism at the Crossroads, 1919-1932: A Study in Politics, Economics and International Relations* (Cambridge: Cambridge UP, 1987), pp. 280-305, 330-69; Philip Williamson, *National Crisis and National Government: British Politics, the Economy and Empire, 1926-1932* (Cambridge: Cambridge UP, 1992), pp. 255-424; James Ashley Morrison, "Shocking Intellectual Austerity: The Role of Ideas in the Demise of the Gold Standard in Britain," *International Organization* 70, no. 1 (2016), pp. 175-207.
- 10 金本位制離脱後のイギリスの経済政策については、以下を参照。G. C. Peden, *British Economic and Social Policy: Lloyd George to Margaret Thatcher*, 2nd ed. (New York: Philip Allan, 1991), pp. 88-97; Sidney Pollard, *The Development of the British Economy, 1914-1950* (London: Edward Arnold, 1962), pp. 195-200, 229-41;

- Roger Middleton, "British Monetary and Fiscal Policy in the 1930s," *Oxford Review of Economic Policy* 26, no. 3 (2010), pp. 423-27.
- 11 Robert Self, *Britain, America and the War Debt Controversy: The Economic Diplomacy of an Unspecial Relationship, 1917-1941* (London: Routledge, 2006), pp. 116-25, 170-72, 175, 186.
- 12 Ibid., p. 192.
- 13 Minute of the Meeting of Members of the Cabinet, Nov. 28, 1932, [The National Archives, Kew, UK] T 172/1507, ff. 133-47.
- 14 MacDonald to Roosevelt, Feb. 10, 1933, FRANKLIN (FDR Presidential Library's Digital Collections), http://www.fdrlibrary.marist.edu/_resources/images/psf/psfa0363.pdf [accessed Oct. 8, 2022].
- 15 Keynes, "The World's Economic Outlook," *Atlantic Monthly*, May 1932, pp. 521-26; ibid., "The World Economic Conference 1933," *New Statesman and Nation*, Dec. 24, 1932, pp. 825-26.
- 16 "The War Debts," editorial, *Economist Supplement*, Nov. 12, 1932, p. 14; Garvin, "Dead Debts and After," *Observer*, Jan. 29, 1933, p. 12. 他方『タイムズ』『マンチエスター・ガーディアン』『フィナンシャル・タイムズ』は（少なくともこの時点では）デフォルトを主張していなかったが、国際経済の障害である戦債に関し、アメリカ側の寛大な対応を望む点で一致していた。例えは以下を参照。“War Debts,” editorial, *Times*, Nov. 14, 1932, p. 13; “The British Note,” editorial, *Manchester Guardian*, Nov. 14, 1932, p. 8; “Britain and the War Debts,” editorial, *Financial Times*, Nov. 14, 1932, p. 4.
- 17 ニューサウスウェールズ州首相ラング（Jack Lang）の急進的な恐慌対策に端を発するオーストラリア政治危機については、以下を参照。C. B. Schedvin, *Australia and the Great Depression: A Study of Economic Development and Policy in the 1920s and 1930s* (Sydney: Sydney UP, 1970), pp. 351-54; Barrie Dyster and David Meredith, *Australia in the International Economy in the Twentieth Century* (Cambridge: Cambridge UP, 1990), pp. 141-44.
- 18 アイルランド首相デ・ヴァレラ（Éamon de Valera）による自作農創設資金年賦の支払い拒否とその後の英愛関税戦争については、以下を参照。Deirdre McMahon, *Republicans and Imperialists: Anglo-Irish Relations in the 1930s* (New Haven: Yale UP, 1984); David Johnson, *The Interwar Economy in Ireland* (Dundalk, Ireland: Dundalgan, 1985), pp. 15-17.
- 19 Minute of the Meeting of Members of the Cabinet, Nov. 28, 1932, T 172/1507, ff. 133-

- 47.
- 20 CC 8(33)2, Feb. 13, 1933, [The National Archives, Kew, UK] CAB 23/75.
 - 21 Fisher to Chamberlain, Jan. 2, 1933, T 188/58, ff. 45-49; Chamberlain to MacDonald and Simon, Jan. 4, 1933, John Simon MSS [Bodleian Libraries, Oxford, UK], MS Simon 75, ff. 115-20; MacDonald diary, Jan. 17, 1933, Ramsay MacDonald MSS [The National Archives, Kew, UK], PRO 30/69/1753/1.
 - 22 CP 425(32), "Notes of a Meeting held at the British Embassy, Paris, at 10 a.m. on December 8, 1932," Dec. 8, 1932, CAB 24/235; Chamberlain to Ida Chamberlain, Dec. 4, 1932, Chamberlain MSS, NC 18/1/808.
 - 23 Chamberlain to MacDonald, Jan. 4, 1933, T 172/1512, ff. 57-60. 以下も参照。Greg Kennedy, "Neville Chamberlain and Strategic Relations with the US During His Chancellorship," *Diplomacy and Statecraft* 13, no. 1 (2002), p. 102.
 - 24 1932年7月にオタワで開かれた帝国経済会議とその成果については、以下を参照。Ian M. Drummond, *Imperial Economic Policy, 1917-1939: Studies in Expansion and Protection* (Toronto: University of Toronto Press, 1974), pp. 219-99; R. F. Holland, *Britain and the Commonwealth Alliance, 1918-1939* (Basingstoke: Macmillan, 1981), pp. 133-44.
 - 25 EEA の概要と意義については、以下を参照。Susan Howson, "The Management of Sterling, 1932-1939," *Journal of Economic History* 40, no. 1 (1980), pp. 53-60; 金井雄一『ポンドの苦闘 金本位制とは何だったのか』(名古屋大学出版会、2004年)、131-51頁。
 - 26 以下を参照。Roy Jenkins, *The Chancellors* (London: Papermac, 1998), pp. 352-53; Robert Boyce, "The Significance of 1931 for British Imperial and International History," *Histoire@Politique*, no. 11 (2010), <https://doi.org/10.3917/hp.011.0008> [accessed Nov. 6, 2022].
 - 27 Speech by Chamberlain, Apr. 25, 1933, *Parliamentary Debates*, Commons, 5th ser., vol. 277, cols. 31-42. 以下も参照。B.E.V. Sabine, *British Budgets in Peace and War, 1932-1945* (London: Allen & Unwin, 1970), pp. 11-31.
 - 28 Jim Tomlinson, *Public Policy and the Economy Since 1900* (Oxford: Clarendon, 1990), pp. 112-17; Alan Booth, "Britain in the 1930s: A Managed Economy?," *Economic History Review* 40, no. 4 (1987), pp. 502-10.
 - 29 G. C. Peden, *The Treasury and British Public Policy, 1906-1959* (Oxford: Oxford UP, 2000), pp. 264-69.
 - 30 1930年代大蔵省の財政政策を、同時代の経済理論のみならず主要官僚の政治経

- 済認識、また行政機構の観点から多面的に分析した、以下を参照。Roger Middleton, *Towards the Managed Economy: Keynes, the Treasury and the Fiscal Policy Debate of the 1930s* (London: Methuen, 1985).
- 31 『エコノミスト』掲載のデータによると、1932年12月の対米償還額は当時の為替レートで£28,956,000となり、32年度経常支出 (£748,114,000) のおよそ3.9%に該当した。“Budget Supplement,” *Economist*, Apr. 15, 1933, p. 2.
 - 32 “Memoranda for Instructions to His Majesty’s Ambassador at Washington, February 1933,” attached to CC 8(33), Feb. 13, 1933, CAB 23/75.
 - 33 “Final Act of the Lausanne Conference,” July 9, 1932, Cmd. 4126.
 - 34 “Procès-verbal Concerning the Ratification [of the Final Act of the Lausanne Conference],” July 2, 1932, Cmd. 4129.
 - 35 CP 28(33), Treasury, “Settlement of the War Debt to the United States of America,” Feb. 10, 1933, CAB 24/237; BDA (33) 6th Mtg., Feb. 13, 1933, CAB 27/548; *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939* (以下 DBFP と略記) Ser. 2/Vol. 5/Doc. 554, Simon to Lindsay (Washington), May 17, 1933.
 - 36 ロンドン世界経済会議は1933年6月12日から約1ヵ月半にわたり開催され、総勢64カ国が参加した。同会議の詳しい展開については、以下を参照。Patricia Clavin, *The Failure of Economic Diplomacy: Britain, Germany, France and the United States, 1931-36* (Basingstoke: Macmillan, 1996); Boyce, *Great Interwar Crisis*, pp. 388-97; Barry Eichengreen and Marc Uzan, “The 1933 World Economic Conference as an Instance of Failed International Cooperation,” in *Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics*, eds. Peter B. Evans, Harold K. Jacobson and Robert D. Putnam (Berkeley: University of California Press, 1993), pp. 171-206；木村昌人「ロンドン国際経済会議（1933年）と日米協調」『国際政治』第97号（1991年）、14-31頁。
 - 37 BDA (33) 4th Mtg., Feb. 9, 1933, CAB 27/548.
 - 38 Rose Rosenberg to Simon, Dec. 17, 1932, Simon MSS, MS Simon 75, f. 20.
 - 39 Memo by Sargent and Craigie, Jan. 11, 1933, [The National Archives, Kew, UK] FO 371/16666/C732/1/62; ibid., FO 371/16666/C734/1/62.
 - 40 Minute by Vansittart, Jan. 12, 1933 and signature by Simon, Jan. 30, 1933, both FO 371/16666/C734/1/62.
 - 41 Robert S. McElvaine, *The Great Depression: America, 1929-1941* (New York: Times, 1984), pp. 134-37; David M. Kennedy, *The American People in the Great Depression* (Oxford: Oxford UP, 1999), pp. 131-33; F. L. アレン、藤久ミネ訳『シンス・イエ

- スタディ 1930 年代・アメリカ』(ちくま文庫、1998 年)、146-52 頁。
- 42 DBFP 2/5/521, Lindsay (Washington) to Simon, Jan. 30, 1933. 以下も参照。Roosevelt, "What I Shall Do as President," *Evening Standard*, Dec. 7, 1932, in T 188/76, f. 126.
- 43 Lindsay (Washington) to Simon, Apr. 29, 1933, FO 371/16670/C3905/1/62.
- 44 DBFP 2/5/551, Lindsay (Washington) to Simon, May 13, 1933.
- 45 Wayne S. Cole, *Roosevelt and the Isolationists, 1932-45* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1983), p. 82; Melvyn P. Leffler, *The Elusive Quest: America's Pursuit of European Stability and French Security, 1919-1933* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1979), pp. 268, 365-66.
- 46 Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, vol. 2, *The Coming of the New Deal, 1933-1935* (New York: Houghton Mifflin, 1958), pp. 99-102; Frank Freidel, *Franklin D. Roosevelt*, vol. 4, *Launching the New Deal* (Boston, MA: Little, Brown, 1973), pp. 436-53. 〈100 日議会〉のニューディール立法については、以下も参照。William E. Leuchtenburg, *Franklin D. Roosevelt and the New Deal, 1932-1940* (New York: Harper, 1963), pp. 41-62；佐藤千登勢『フランクリン・ローズヴェルト 大恐慌と大戦に挑んだ指導者』(中公新書、2021 年)、78-105 頁。
- 47 Robert Dallek, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945* (New York: Oxford UP, 1979), p. 44.
- 48 Vansittart to Leith-Ross, June 6, 1933, FO 371/16670/C5062/1/62. 以下も参照。Minute by Sargent, June 6, 1933, FO 371/16670/C5002/1/62.
- 49 CC 39(33)2, Addendum, June 9, 1933, CAB 23/76.
- 50 BDA (33) 7th Mtg., Mar. 31, 1933, CAB 27/548.
- 51 Chamberlain to Arthur Chamberlain, Feb. 20, 1933, Chamberlain MSS, NC 7/11/26/9.
- 52 Chamberlain to Hilda Chamberlain, June 10, 1933, Chamberlain MSS, NC 18/1/830.
- 53 Vansittart to Lindsay (Washington), May 25, 1933, FO 371/16670/C4621/1/62. 以下も参照。Minutes by Sargent, Mar. 29, 1933, FO 371/16669/C2853/1/62.
- 54 CC 39(33)2, Addendum, June 9, 1933, CAB 23/76. 以下も参照。Hailsham to MacDonald, Feb. 17, 1933, MacDonald MSS, PRO 30/69/679.
- 55 DBFP 2/5/564, Lindsay (Washington) to Simon, June 8, 1933.
- 56 以下を参照。*Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* (以下 FRUS と略記) 1933, vol. 1, William Phillips to Lindsay, June 14, 1933, p. 842.
- 57 CC 41(33)1, June 13, 1933, CAB 23/76.
- 58 "Debt Hearing Offered: President Acknowledges British Avoidance of Default Today,"

- New York Times, June 15, 1933, p. 1; "Agreement on the Debt Instalment: An Acknowledgment To-day," Times, June 15, 1933, p. 14.
- 59 Simon to Lindsay (Washington), June 11, 1933, FO 371/16671/C5214/1/62.
- 60 1933年の米英仏通貨安定化交渉については、以下を参照。Charles Kindleberger, *The World in Depression, 1929-1939* (Berkeley, CA: University of California Press, 1973), pp. 202-24; Barry Eichengreen, *Golden Fetters: The Gold Standard and the Great Depression, 1919-1939* (Oxford: Oxford UP, 1995), pp. 323-33; Max Harris, *Monetary War and Peace: London, Washington, Paris, and the Tripartite Agreement of 1936* (Cambridge: Cambridge UP, 2021), pp. 81-85；米倉茂『英國為替政策 1930年代の基軸通貨の試練』(御茶の水書房、2000年)、157-83頁。ローズヴェルト大統領の宣言発出をめぐる顛末については、以下の回顧録も参照。Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, vol. 1 (New York: Macmillan, 1948), pp. 261-69; Raymond Moley, *After Seven Years* (New York: Harper, 1939), pp. 224-69; Herbert Feis, *1933: Characters in Crisis* (Boston, MA: Little, Brown, 1966), pp. 211-33.
- 61 MacDonald diary, July 3, 1933, Ramsay MacDonald MSS [John Rylands Library, University of Manchester, UK], GB 133 RMD 2/28.
- 62 Chamberlain to Ida Chamberlain, July 15, 1933, Chamberlain MSS, NC 18/1/836. 以下も参照。Kennedy, "Neville Chamberlain and Strategic Relations," p. 109.
- 63 Piet Clement, "The Touchstone of German Credit": Nazi Germany and the Service of the Dawes and Young Loans," *Financial History Review* 11, no. 1 (2004), p. 38; A. トウーズ、山形浩生・森本正史訳『ナチス 破壊の経済 1923-1945（上）』(みすず書房、2019年)、58-60頁。
- 64 Minute by Sargent, Sep. 5, 1933, FO 371/16672/C6783/1/62.
- 65 Minute by Craigie, Aug. 2, 1933, ibid.
- 66 Vansittart to Leith-Ross, Sep. 8, 1933, FO 371/16672/C7288/1/62.
- 67 Minute by Sargent, Sep. 5, 1933, FO 371/16672/C6783/1/62.
- 68 CP 222(33), Chamberlain, "United States War Debt Negotiations," Sep. 25, 1933, CAB 24/243.
- 69 Leith-Ross to Vansittart, Sep. 19, 1933, FO 371/16673/C8369/1/62.
- 70 Rowe-Dutton to Leith-Ross, Sep. 12, 1933, T 188/74, ff. 158-59; Fisher to Chamberlain, Sep. 15, 1933, ibid., ff. 175-76.
- 71 DBFP 2/5/585, Simon to Osborne (Washington), Sep. 7, 1933.
- 72 Lindsay (Washington) to Simon, Oct. 7, 1933, FO 371/16674/C8822/1/62. 以下も参照。Sir Frederick Leith-Ross, *Money Talks: Fifty Years of International Finance*

- (London: Hutchinson, 1968), pp. 172-76.
- 73 Lindsay (Washington) to Simon, Oct. 12, 1933, FO 371/16674/C8954/1/62. 以下も参照。Dean Acheson, *Morning and Noon* (Boston, MA: Houghton Mifflin, 1965), pp. 182-86.
- 74 Draft telegram by Fisher, Oct. 10, 1933, FO 371/16674/C8909/1/62.
- 75 CC 58(33)1, Oct. 26, 1933, CAB 23/77.
- 76 [Sargent and Craigie,] "Minute for the Secretary of State," Oct. 11, 1933, FO 371/16674/C8923/1/62.
- 77 DBFP 2/5/598, Lindsay (Washington) to Simon, Nov. 1, 1933; Leith-Ross to Fisher, Nov. 1, 1933, T 188/74, ff. 410-14.
- 78 CC 59(33)6, Nov. 2, 1933, CAB 23/77.
- 79 例えば以下を参照。CP 212(33), Vansittart, "A Memorandum on the Present and Future Position in Europe," Aug. 28, 1933, CAB 24/243; CC 50(33)1, Sep. 5, 1933, CAB 23/77.
- 80 MacDonald to Cecil, Oct. 11, 1933, MacDonald MSS, PRO 30/69/679.
- 81 イギリスの軍事予算は1919年から「今後10年いかなる大戦争にも関与しない」という前提で策定されていた。〈10年ルール〉の詳細については、以下を参照。N. H. Gibbs, *Grand Strategy*, vol. 1, *Rearmament Policy* (London: Her Majesty's Stationery Office, 1976), pp. 3-6, 44-64; John R. Ferris, *Men, Money and Diplomacy: The Evolution of British Strategic Policy, 1919-26* (Ithaca, NY: Cornell UP, 1989).
- 82 Johnson Act of 1934, Public Law 73-151, 73rd Cong., 2nd sess. (Apr. 13, 1934), in *U.S. Statutes at Large* 48 (1934), p. 574.
- 83 ジョンソンは1919年から翌20年にかけて、上院を舞台とするヴェルサイユ条約批准論争で拒絶の姿勢を貫いた、いわゆる〈非妥協派〉の指導的人物でもある。彼の対外政策観および政治活動については、以下を参照。Richard Coke Lower, *A Bloc of One: The Political Career of Hiram W. Johnson* (Stanford, CA: Stanford UP, 1993); Ralph Stone, *The Irreconcilables: The Fight Against the League of Nations* (Lexington, KY: UP of Kentucky, 1970); Howard A. Dewitt, "Hiram Johnson and Early New Deal Diplomacy, 1933-1934," *California Historical Quarterly* 53, no. 4 (1974), pp. 377-86.
- 84 DBFP 2/6/567, Simon to Lindsay (Washington), Feb. 7, 1934.
- 85 Lindsay (Washington) to Simon, Apr. 26, 1934, FO 371/17585/A3280/383/45.
- 86 Minute by Craigie, May 14, 1934, FO 371/17586/A3756/383/45. 外務省では対米戦債がドイツ賠償と同じカテゴリで扱われてきたため、長らく中欧局を中心に政策が

- 準備されてきたが、1934年1月より戦債問題は西半球を担当する米州局の正式な所掌事項となった。
- 87 Minute by Vansittart, May 14, *ibid.*
- 88 CC 22(34)3, May 30, 1934, CAB 23/79.
- 89 英米戦債協定に規定された1934年の対米返済額は\$182,780,000である。これを34年6月の為替レート（£1=\$5.03）に当てはめるとおよそ£36,338,000となる一方、同月のイングランド銀行はその約11.8倍にあたる£429,700,000の外貨準備を保有していた。英米戦債協定における年次支払額の一覧はMoulton and Pasvolsky, *War Debts and World Prosperity*, p. 440を、30年代前半期のポンド・ドル為替レートはHowson, "Management of Sterling," p. 57を、同時期のイギリス政府の準備高はIbid., p. 58をそれぞれ参照。
- 90 DRCとは帝国防衛をめぐる官僚・軍部間のいわば政策調整フォーラムであり、イギリスが極東とヨーロッパで直面する安全保障上の課題を明確化した上で、再軍備の予算配分を提案することが主たる目的であった。DRCの概要は、以下を参照。Gibbs, *Rearmament Policy*, pp. 93-131. DRCの意義に関しては、1930年代イギリスの対外政策全般との関連から論じた以下を参照。B.J.C. McKercher, "National Security and Imperial Defence: British Grand Strategy and Appeasement, 1930-1939," *Diplomacy and Statecraft* 19, no. 3 (2008), pp. 391-442; Peter Bell, "'Leaving Us in the Lurch': The British Government, the First DRC Enquiry and the United States, 1933-34," in *Shaping British Foreign and Defence Policy in the Twentieth Century: A Tough Ask in Turbulent Times*, ed. Malcolm H. Murfett (Basingstoke: Palgrave, 2014), pp. 64-85. DRC内の討議の詳細については、以下を参照。Keith Neilson, "The Defence Requirements Sub-Committee, British Strategic Foreign Policy, Neville Chamberlain and the Path to Appeasement," *English Historical Review* 118, no. 477 (2003), pp. 651-84; B.J.C. McKercher, "Deterrence and the European Balance of Power: The Field Force and British Grand Strategy, 1934-1938," *English Historical Review* 123, no. 500 (2008), pp. 98-131.
- 91 1935年12月に始まる第二次ロンドン海軍軍縮会議の外交交渉過程については、以下を参照。Stephen E. Pelz, *Race to Pearl Harbor: The Failure of the Second London Naval Conference and the Onset of World War II* (Cambridge, MA: Harvard UP, 1974); Christopher Hall, *Britain, America and Arms Control, 1921-37* (Basingstoke: Macmillan, 1987), pp. 143-70; Meredith W. Berg, "Protecting National Interests by Treaty: The Second London Naval Conference, 1934-1936," in *Arms Limitation and Disarmament: Restraints on War, 1899-1939*, ed. B.J.C. McKercher

- (Westport, CT: Praeger, 1992), pp. 203-27; 麻田貞雄『両大戦間の日米関係 海軍と政策決定過程』(東京大学出版会、1993年)、222-28頁; 小谷賢「第二次ロンドン海軍軍縮会議予備交渉の過程」『国際武器移転史』第3号(2017年)、75-90頁。
- 92 FRUS 1934, vol. 1, Hull to Bingham (London), June 29, 1934, p. 284. 海軍軍縮条約の更改が本格的に外交日程に上がった1934年、ローズヴェルト政権は日本の軍事的脅威に対抗すべく、海軍軍縮条約の認める上限まで海上兵力を増強しようとしていたが（その好例が34年3月に施行されたヴィンソン＝トランメル法）、これには政府主導で造船産業の雇用を創出するというニューディール政策の側面もあった。Dallek, Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, pp. 75-76; John C. Walter, "Congressman Carl Vinson and Franklin D. Roosevelt: Naval Preparedness and the Coming of World War II, 1932-40," *Georgia Historical Quarterly* 64, no. 3 (1980), pp. 296-98.
- 93 CP 64(34), Report by Defence Requirements Sub-Committee," Feb. 28, 1934, CAB 24/247. 同報告書はナチ・ドイツについて、目下ヨーロッパの深刻な軍事的脅威と化してはおらず、あくまで「究極的な潜在敵 (the ultimate potential enemy)」として中長期的な対応を検討するのがよいと評価していた。以下も参照。Gaines Post, Jr., *Dilemmas of Appeasement: British Deterrence and Defense, 1934-1937* (Ithaca: Cornell UP, 1993), pp. 32-35.
- 94 例えば以下を参照。Christopher Thorne, *The Limits of Foreign Policy: The West, the League and the Far Eastern Crisis of 1931-1933* (London: Hamilton, 1972), pp. 392-99; Stephen Lyon Endicott, *Diplomacy and Enterprise: British China Policy, 1933-1937* (Manchester: Manchester UP, 1975), pp. 64-72; Ann Trotter, *Britain and East Asia, 1933-1937* (Cambridge: Cambridge UP, 1975), pp. 41-43; Greg Kennedy, "1935: A Snapshot of British Imperial Defence in the Far East," in *Far-Flung Lines: Essays on Imperial Defence in Honour of Donald Mackenzie Schurman*, eds. Greg Kennedy and Keith Neilson (London: Routledge, 1996), pp. 190-215; 木畠洋一「日中戦争前史における国際環境 イギリスの対日政策・1934年」東京大学教養学部『教養学科紀要』第9号(1977年)、15-20頁; 益田実「極東におけるイギリスの宥和外交 対日中関係をめぐる議論と対応、1933-39年(1)」『法學論叢』第130卷1号(1991年)、67-69頁。
- 95 CC 9(34)13, Mar. 14, 1934, CAB 23/78.
- 96 Paul Haggie, *Britannia at Bay: The Defence of the British Empire against Japan, 1931-1941* (Oxford: Clarendon, 1981), pp. 57-58; B.J.C. McKercher, *Transition of Power:*

- Britain's Loss of Global Pre-eminence to the United States, 1930-1945* (Cambridge: Cambridge UP, 1999), pp. 181-82; Thorne, *Limits of Foreign Policy*, pp. 395-96; Trotter, *Britain and East Asia*, pp. 37, 41-43, 56; 益田「極東におけるイギリスの宥和外交（1）」、64-66頁。
- 97 NCM (35)3, note by Fisher, Apr. 19, 1934, CAB 29/148. 以下も参照。DRC 12, note by Fisher, Jan. 29, 1934, CAB 16/109; DRC 16, Fisher to Hankey, Feb. 12, 1934, *ibid.*
- 98 DRC 19, note by Fisher, Feb. 17, 1934, CAB 16/109. 以下も参照。Eunan O'Halpin, *Head of the Civil Service: A Study of Sir Warren Fisher* (London: Routledge, 1989), p. 229; Greg Kennedy, "What Worth the Americans? The British Strategic Foreign Policy-Making Elite's View of American Maritime Power in the Far East, 1933-1941," in *British Naval Strategy East of Suez, 1900-2000: Influences and Actions*, ed. Greg Kennedy (London: Frank Cass, 2005), p. 95.
- 99 CC 9(34)13, Mar. 14, 1934, CAB 23/78.
- 100 CP 80(34), Simon, "Imperial Defence Policy," Mar. 16, 1934, CAB 24/248. 以下も参照。David Dutton, *Simon: A Political Biography of Sir John Simon* (London: Thistle, 2013), p. 262; Antony Best, "Sir John Simon, 1873-1954," in *British Foreign Secretaries and Japan, 1850-1990: Aspects of the Evolution of British Foreign Policy*, eds. Antony Best and Hugh Cortazzi (Folkestone: Renaissance, 2018), pp. 168-69.
- 101 Minute by Orde, Oct. 27, 1933, FO 371/17338/W11987/11987/50; minutes by Craigie and Collier, Nov. 2, 1933, *ibid.* 以下も参照。Wm. Roger Louis, "The Road to Singapore: British Imperialism in the Far East, 1932-42," in *The Fascist Challenge and the Policy of Appeasement*, eds. Wolfgang J. Mommsen and Lothar Kettneracker (London: Allen & Unwin, 1983), pp. 356-60; Peter Bell, *Chamberlain, Germany and Japan, 1933-4* (Basingstoke: Macmillan, 1996), pp. 26, 54. 他方で極東局は中国の反植民地主義ナショナリズムも警戒しており、日本への表立った対抗に伴う日英関係の陥悪化が、中国のナショナリスト勢力に何らかの形で付け込まれる恐怖にもさいなまれていた。木畑「日中戦争前史における国際環境」、11-12頁。
- 102 Michael L. Roi, *Alternative to Appeasement: Sir Robert Vansittart and Alliance Diplomacy, 1934-1937* (Westport, CT: Praeger, 1997), pp. 41-44; Simon Bourette-Knowles, "The Global Micawber: Sir Robert Vansittart, the Treasury and the Global Balance of Power, 1933-35," *Diplomacy and Statecraft* 6, no. 1 (1995), pp. 96-105. 同論文が指摘する通り、ヴァンシタートは1934年夏から独ソ接近の可能性を憂慮し、グローバルな勢力均衡の観点からソ連を英仏の側に引き込む意義を認めるようになる。

- 103 Michael Jabara Carley, “‘A Fearful Concatenation of Circumstances’: The Anglo-Soviet Rapprochement, 1934-6,” *Contemporary European History* 5, no. 1 (1996), pp. 34-36; Keith Neilson, *Britain, Soviet Russia and the Collapse of the Versailles Order, 1919-1939* (Cambridge: Cambridge UP, 2006), pp. 101-102.
- 104 Craigie to Lindsay (Washington), Apr. 17, 1934, FO 371/17597/A2966/1938/45.
- 105 Minute by Vansittart, Feb. 5, 1934, FO 371/17593/A785/785/45. 以下も参照。Greg Kennedy, *Anglo-American Strategic Relations and the Far East, 1933-1939: Imperial Crossroads* (London: Routledge, 2002), pp. 126-27; Norman Rose, *Vansittart: Study of a Diplomat* (London: Heinemann, 1978), pp. 126-27.
- 106 CC 9(34)13, Mar. 14, 1934, CAB 23/78. イギリス海軍の究極的目標はいわゆる〈二国標準〉に基づく海軍力の再建であった。対日戦に際し極東へ艦隊を派遣しても、本国周辺海域や地中海の防衛が手薄になることなく、ヨーロッパ最強の海軍国に対する安全を両立しうる再軍備を追求していたのである。中でも軍令部は、日本の現実的な脅威として海空連携による雷撃や急降下爆撃を想定しており、ワシントン海軍軍縮条約で保有制限の課された空母の建造を視野に入れつつ、海軍航空隊 (Fleet Air Arm) を大幅に拡充すべきと考えていた。こうしたイギリス海軍の諸目標は、現存する海軍軍縮レジームの継続を求めるアメリカ政府の立場と衝突するため、来る海軍軍縮交渉では条約修正を望む日本との共同戦線を張った方が有利との観測も、1934年3~4月の海軍省には存在していた。Trotter, *Britain and East Asia*, pp. 48-49, 53, 94; Bell, *Chamberlain, Germany and Japan*, pp. 86-89; Stephen Roskill, *Naval Policy Between the Wars*, vol. 2, *The Period of Reluctant Rearmament, 1930-1939* (London: Collins, 1976), pp. 202-207; Orest Babij, “The Royal Navy and the Defence of the British Empire, 1928-1934,” in *Far-Flung Lines: Essays on Imperial Defence in Honour of Donald Mackenzie Schurman*, eds. Greg Kennedy and Keith Neilson (London: Routledge, 1996), pp. 184-85.
- 107 NCM (35) 3rd Mtg., Apr. 23, 1934, CAB 29/147.
- 108 CC 9(34)13, Mar. 14, 1934, CAB 23/78.
- 109 例えば以下を参照。Thorne, *Limits of Foreign Policy*, pp. 131-368; Ian Nish, *Japan's Struggle with Internationalism: Japan, China and the League of Nations, 1931-3* (London: Kegan Paul, 1993); Dutton, *Simon*, pp. 158-205; Best, “Sir John Simon,” pp. 163-67.
- 110 ちなみにイギリスは1934年秋から、通貨危機に陥った中国の幣制改革を大蔵省主導で推進するが、〈リース＝ロス・ミッション〉に代表される一連の取組みでも極東における英米協調の可能性は軽視されていたといえる。イギリス側の目標

す国民政府への（満洲国を経由した）日英共同借款構想は、経済領域で中国における勢力拡大を望み、安全保障領域ではイギリスよりも対日協調に消極的なアメリカの立場と根本的に相容れなかつたからである。エンディコットおよびトロッターの前掲文献に加えて、以下を参照。V. H. Rothwell, “The Mission of Sir Frederick Leith-Ross to the Far East, 1935-1936,” *Historical Journal* 18, no. 1 (1975), pp. 147-69; Antony Best, “The Leith-Ross Mission and British Policy Towards East Asia, 1934-7,” *International History Review* 35, no. 4 (2013), pp. 681-701; 野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』（東京大学出版会、1981年）；赤木完爾「中国幣制改革をめぐる英米提携」慶應義塾大学『法学研究』第55巻3号（1982年）、44-68頁；石田憲「帝国と介入 ヨーロッパとアジアにおけるイギリスの国際金融政策」石田憲編『膨張する帝国 拡散する帝国 第二次大戦に向かう日英とアジア』（東京大学出版会、2007年）、97-103頁。

111 同じ頃、イギリスの対米政策に不穏な変化が生じつつあることを、駐英アメリカ大使ビンガム（Robert W. Bingham）は感知していた。彼は1934年5月初め、本国國務省に宛てて、今やマクドナルド内閣の中核が対米協力を明白に退ける勢力に占められたと報告している。つい前月まで外務省や海軍省の要人は、大使との会談ごとに英米協調の意義を確認していた。FRUS 1934, vol. 1, Bingham (London) to Hull, May 2, 1934, pp. 232-33; Bingham to Roosevelt, May 8, 1934, FRANKLIN, http://www.fdrlibrary.marist.edu/_resources/images/psf/psfa_0320.pdf [accessed Oct. 8, 2022]. 以下も参照。D. C. Watt, “Britain, the United States and Japan in 1934,” in *Personalities and Policies: Studies in the Formulation of British Foreign Policy in the Twentieth Century* (London: Longman, 1965), pp. 88-90.

112 類似の思考パターンとして、同時期の外務省は日本との貿易摩擦を捉える際にも極東安全保障との連関を強く意識していた。以下を参照。Gill Bennett, “British Policy in the Far East, 1933-1936: Treasury and Foreign Office,” *Modern Asian Studies* 26, no. 3 (1992), p. 552.

113 Speech by Chamberlain, Apr. 17, 1934, *Parliamentary Debates*, Commons, 5th ser., vol. 288, cols. 905-925.

114 Sabine, *British Budgets in Peace and War*, pp. 32-53; Robert Self, *Neville Chamberlain: A Biography* (London: Routledge, 2006), pp. 210-11.

115 詳しくは注89を参照。

116 ただし1934年前半期の帝国防衛論議によって、イギリスの対日政策が軒並み宥和の色彩を強めたわけでないことも留意すべきであろう。通商を例に取れば、東南アジアや西アフリカなどの帝国諸地域で輸出攻勢を強める日本に対し、イギ

- リス政府は 34 年 5 月に綿製品などの輸入割当制を導入し、その対象品目は後に縮小するどころか拡大した。以下を参照。Antony Best, “Economic Appeasement or Economic Nationalism? A Political Perspective on the British Empire, Japan and the Rise of Intra-Asian Trade, 1933-37,” *Journal of Imperial and Commonwealth History* 30, no. 2 (2002), pp. 83-84.
- 117 Carmen M. Reinhart and Kenneth S. Rogoff, *This Time Is Different: Eight Centuries of Financial Folly* (Princeton: Princeton UP, 2009), pp. 95-96, 113-14; Era Dabla-Norris and Marina Marinkov, “Whom Do You Rescue? Honored Debts and Selective Defaults in Four British Dominions,” in *Debt and Entanglements Between the Wars*, ed. Era Dabla-Norris (Washington, DC: IMF, 2019), pp. 81-120. 以下も参照。Barry Eichengreen and Richard Portes, “The Interwar Debt Crisis and Its Aftermath,” *World Bank Research Observer* 5, no. 1 (1990), p. 74; Jerome Roos, *Why Not Default? The Political Economy of Sovereign Debt* (Princeton: Princeton UP, 2019), pp. 110-13.
- 118 *Department of State Press Releases: June 16, 1934*, weekly issue no. 246 (Washington: US Government Printing Office, 1934), pp. 395-96.
- 119 Lindsay (Washington) to Simon, June 7, 1934, FO 371/17586/A4515/383/45; State Dep., Division of Current Information, “American Editorial Opinion on the Problem of War Debts,” June 13, 1934, FRANKLIN, http://www.fdrlibrary.marist.edu/_resources/images/psf/psfc0173.pdf [accessed Nov. 5, 2022].
- 120 以下を参照。Pelz, *Race to Pearl Harbor*, pp. 137-64; Kennedy, *Anglo-American Strategic Relations*, pp. 173-210; Phillips Payson O’Brien, *British and American Naval Power: Politics and Policy, 1900-1936* (Westport, CT: Praeger, 1998), pp. 230-36.
- 121 以下を参照。Stephen V. O. Clarke, *Exchange-Rate Stabilization in the Mid-1930s: Negotiating the Tripartite Agreement* (Princeton: Princeton UP, 1977); Arthur W. Schatz, “The Anglo-American Trade Agreement and Cordell Hull’s Search for Peace, 1936-1938,” *Journal of American History* 57, no. 1 (1970), pp. 85-103; Ian M. Drummond and Norman Hillmer, *Negotiating Free Trade: The United Kingdom, the United States, Canada and the Trade Agreements of 1938* (Waterloo, Ontario: Wilfrid Laurier UP, 1989).
- 122 以下を参照。McKercher, *Transition of Power*; David Reynolds, *The Creation of the Anglo-American Alliance, 1937-1941: A Study in Competitive Co-operation* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1981), pp. 7-92; Ritchie Ovendale, ‘*Appeasement*’ and the English Speaking World: Britain, the United States, the Dominions and the Policy of ‘*Appeasement*’ (Cardiff: University of Wales Press,

1975).

123 Chamberlain to Simon, Sep. 1, 1934, Simon MSS, MS Simon 79, ff. 60-61.

124 Chamberlain to Hilda Chamberlain, Dec. 17, 1937, Chamberlain MSS, NC 18/1/1032.

125 以下を参照。Erik Goldstein, “Neville Chamberlain, the British Official Mind and the Munich Crisis,” *Diplomacy and Statecraft* 10, nos. 2-3 (1999), pp. 276-92; Greg Kennedy, “‘Rat in Power’: Neville Chamberlain and the Creation of British Foreign Policy, 1931-39,” in *The Makers of British Foreign Policy from Pitt to Thatcher*, ed. T. G. Otte (Basingstoke: Palgrave, 2002), pp. 173-95; Tim Bouverie, *Appeasing Hitler: Chamberlain, Churchill and the Road to War* (London: Vintage, 2019), pp. 130-31.